

(仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業及び  
(仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業  
環境影響評価準備書に関する補足資料

<補足資料内容>

6 対象事業実施区域周辺の井戸の利用状況について .....	1
7 対象事業実施区域内及びその周辺の地下水の流れについて .....	4
8 土留壁・調整池による地下水の流動阻害について .....	25
9 土留壁工事による水質への影響について .....	28
10 地下水の水質の調査・予測地点の選定理由について .....	30
11 廃棄物の予測に使用した再資源化率について .....	32
12 悪臭の状況に関する記載について .....	39

令和8年3月  
横浜市

## 6 対象事業実施区域周辺の井戸の利用状況について

### 【令和7年度第11回審査会ご意見】

地域の概況として地下水、井戸の利用状況等の情報はなかったように思うのですが、この事業区域内だけではなく事業区域の周辺の地下水、井戸の利用状況はお分かりですか。この周辺の、必ずしも飲料水だけではなくて災害用井戸もあろうかと思しますので、その井戸の利用状況を是非説明していただきたいと思います。

### 【事業者の見解】

本市では、事業用（工業用・農業用・防災用等）として水中ポンプ式の揚水施設を設置して地下水を採取しようとする場合に、横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づき事前に市長の許可又は市長への届出が必要となっています。本市に市長の許可又は届出が出された事業用（工業用・農業用・防災用等）の揚水施設の分布状況は図 6-1 に示すとおりです。

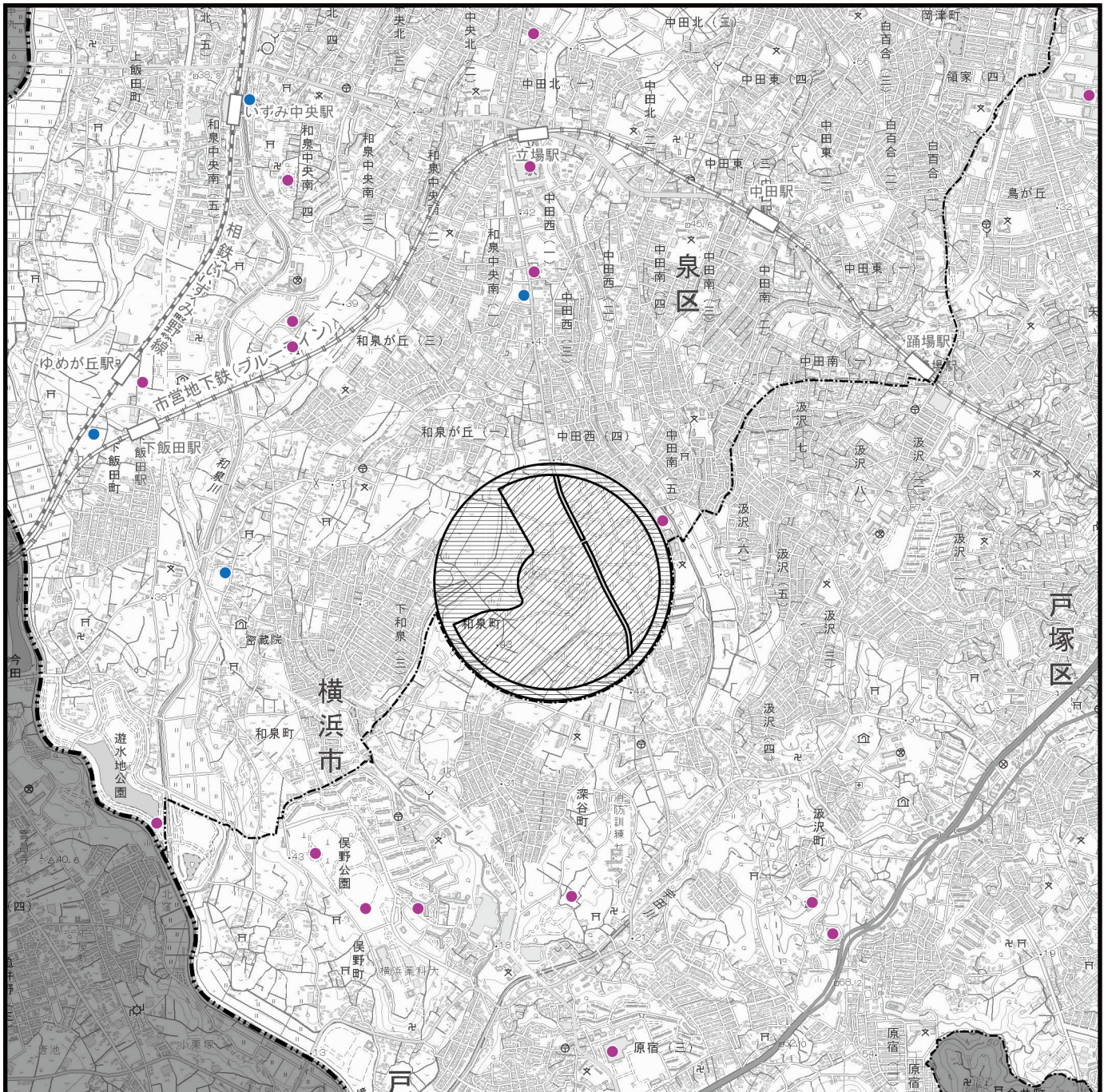
調査区域においては、許可対象揚水施設<sup>※1</sup>が泉区に8箇所、届出揚水施設<sup>※2</sup>が泉区に9箇所、戸塚区に8箇所存在しています。調査区域内の許可対象揚水施設の揚水量の合計は185 m<sup>3</sup>/日であり、調査区域内の届出揚水施設の揚水量は、泉区に存在する施設の合計が287 m<sup>3</sup>/日、戸塚区に存在する施設の合計が619 m<sup>3</sup>/日です。また、対象事業実施区域に隣接する井戸の揚水量は6 m<sup>3</sup>/日となります。

なお、同一地点に複数の揚水施設が設置されている場合があるため、図面上のポイント数と合計値が一致しないことがあります。

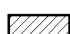


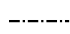


これらの内容は、環境影響評価書に反映します。

また、本市では、民間の協力のもと、地震等災害時に洗浄水等、飲料水以外の生活用水として活用できる井戸を「災害応急用井戸」に指定しています。調査区域における災害応急用井戸の分布状況は準備書にお示ししている図 6-2 のとおりで、泉区に238箇所、戸塚区に89箇所存在しています。

※ 許可対象揚水施設は事業所に設置される揚水機の吐出口の断面積の合計が6平方センチメートルを超える揚水施設です。届出揚水施設は断面積の合計が6平方センチメートル以下の揚水施設です。



凡 例

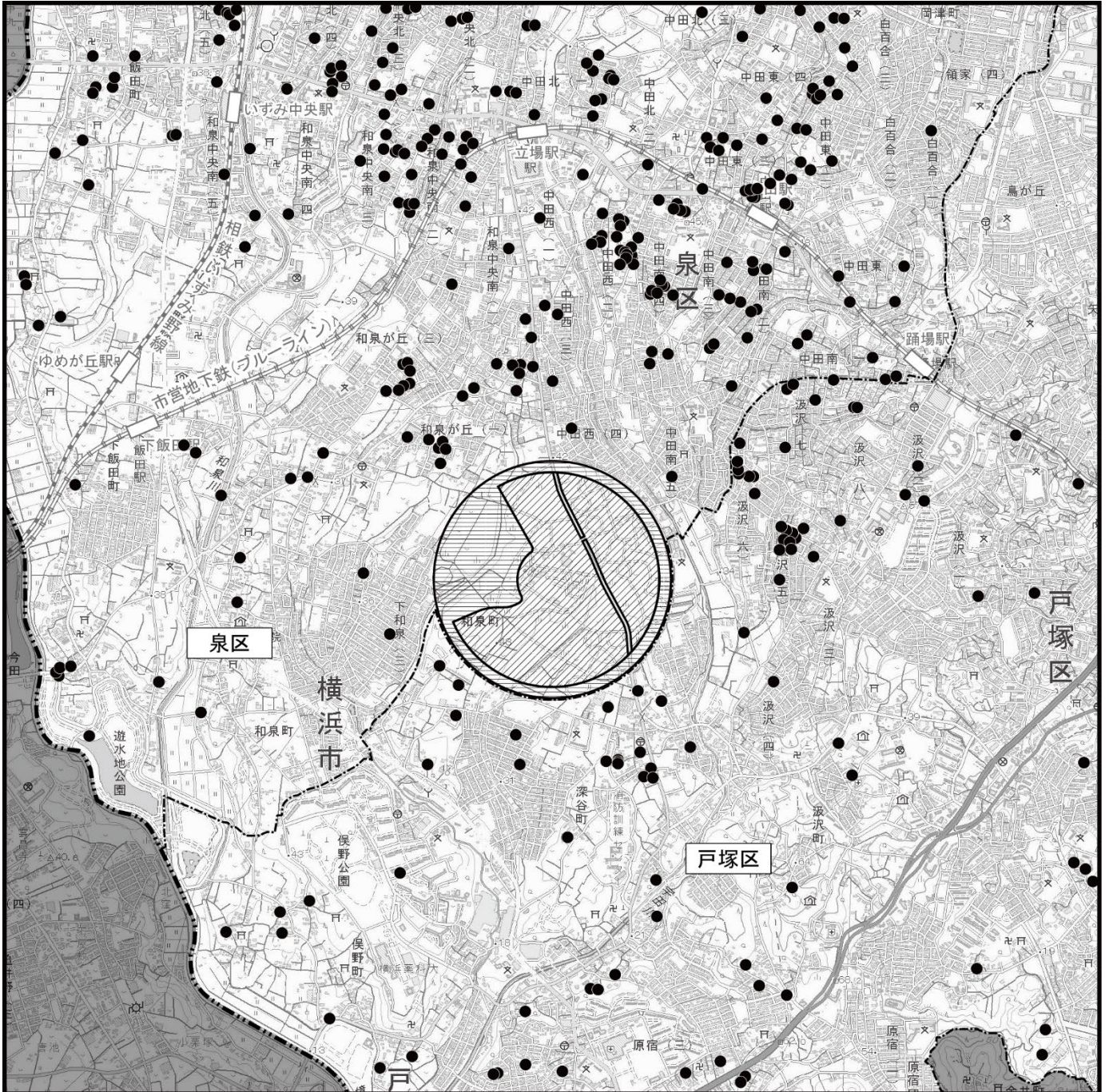
-  : 対象事業実施区域（公園）
-  : 対象事業実施区域（墓園）
-  : 市 境
-  : 区 境
-  : 許可対象揚水施設
-  : 届出揚水施設






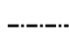

0 250 500 1,000  
m

1:25,000

図 6-1 事業用（工業用・農業用・防災用等）の揚水施設



凡 例

-  : 対象事業実施区域 (公園)
-  : 対象事業実施区域 (墓園)
-  : 市 境
-  : 区 境
-  : 災害応急用井戸



0 250 500 1,000  
m

1:25,000

図 6-2 災害応急用井戸

(準備書 p.3-113 図 3.2.11.7)

資料：「横浜市行政地図情報提供システム 市民防災情報わいわい防災マップ」  
(横浜市、令和7年3月調べ)

## 7 対象事業実施区域内及びその周辺の地下水の流れについて

### 【令和7年度第11回審査会ご意見】

井戸の利用状況だけではなくそれと大きく関連しますが、地下水流もどのような状況になっているのかということ情報をいただければと思います。

### 【事業者の見解】

地形・地層の状況やボーリング調査時の地下水位から推定した、対象事業実施区域内及びその周辺の第1帯水層（M2Lm層）における地下水の流れの概要図を図7-1に示します。全体としては、標高の低い谷筋へ集まるように、また標高の低い南西側へ向かうように、地下水が流れているものと考えられます。

なお、地形・地層の状況は準備書にお示ししている図7-2（1）～（2）に、ボーリング調査の結果は準備書にお示ししている図7-3（1）～（17）に、地下水の水位（初期水位）の結果は表7-1に示すとおりです。ボーリング調査の結果については、図7-2（1）～（2）に示す層序表との対応が分かるよう、第2

帯水層までを色分けして表示しました。

表 7-1 地下水の水位（初期水位）（準備書 p. 資 1.4-2 表 1.4.1）

調査地点	測定日	初期水位		備考
		孔内水位 (GL-m)	標高 (H=m)	
B-1	2020年2月7日	5.60	36.66	泥水位
B-2	2020年2月3日	0.80	40.41	無水掘削による自然水位
B-3	2020年2月13日	1.90	39.90	無水掘削による自然水位
B-4	2020年2月7日	2.29	40.49	無水掘削による自然水位
B-5	2020年2月8日	4.68	36.62	泥水位
B-6	2020年2月7日	2.30	39.03	無水掘削による自然水位
B-7	2020年2月22日	5.43	36.52	無水掘削による自然水位
B-8	2020年2月15日	3.66	37.83	無水掘削による自然水位
B-9	2020年2月21日	2.30	39.83	無水掘削による自然水位
B-10	2020年3月3日	1.80	39.95	無水掘削による自然水位
B-11	2020年2月21日	1.92	41.42	無水掘削による自然水位
B-12	2020年2月13日	1.85	40.44	無水掘削による自然水位

資料：「深谷通信所跡地土質調査委託 報告書」（横浜市、令和2年3月）

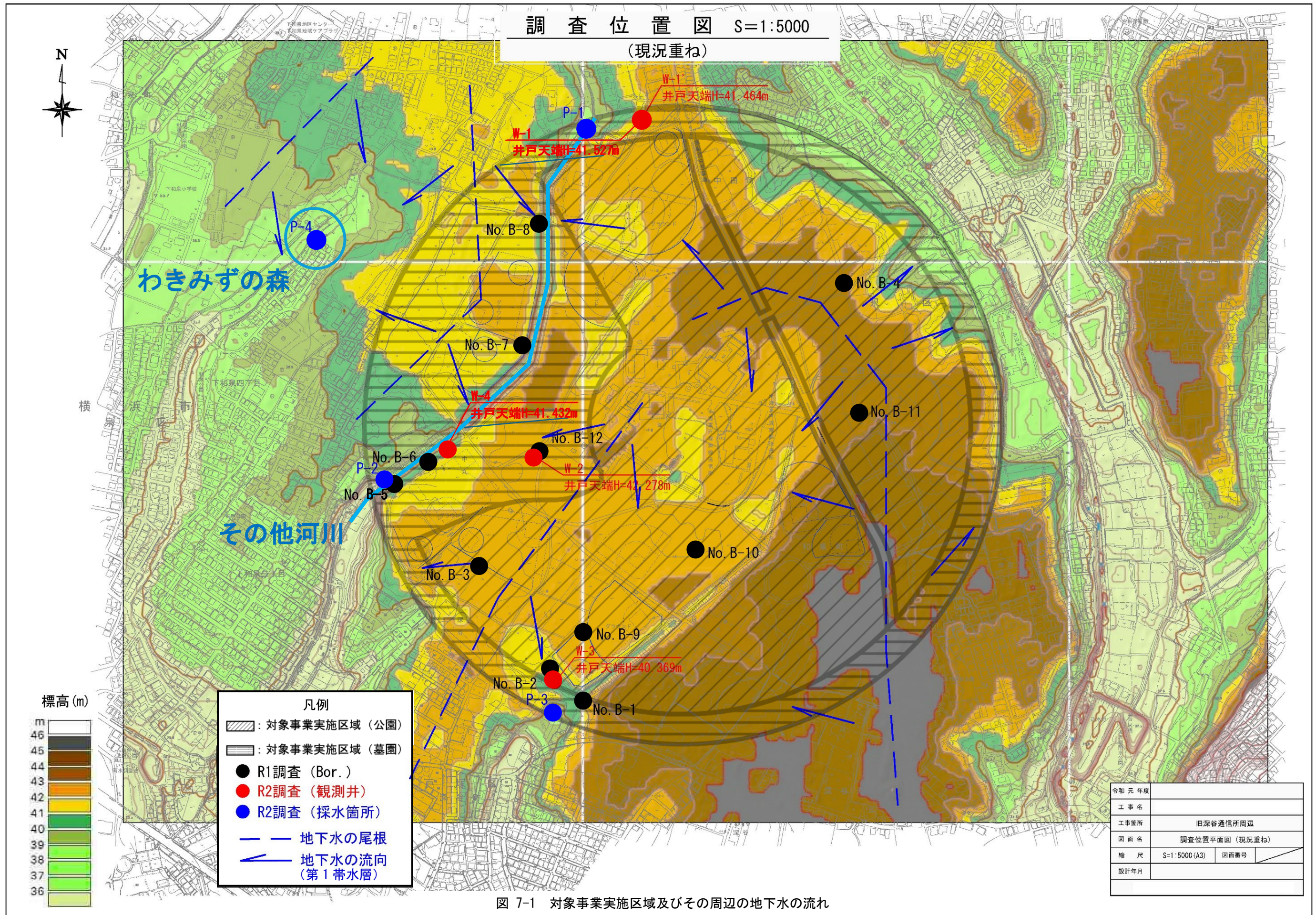


図 7-1 対象事業実施区域及びその周辺の地下水の流れ

資料：「深谷通信所跡地土質調査委託 (その2)」(令和3年3月、横浜市)

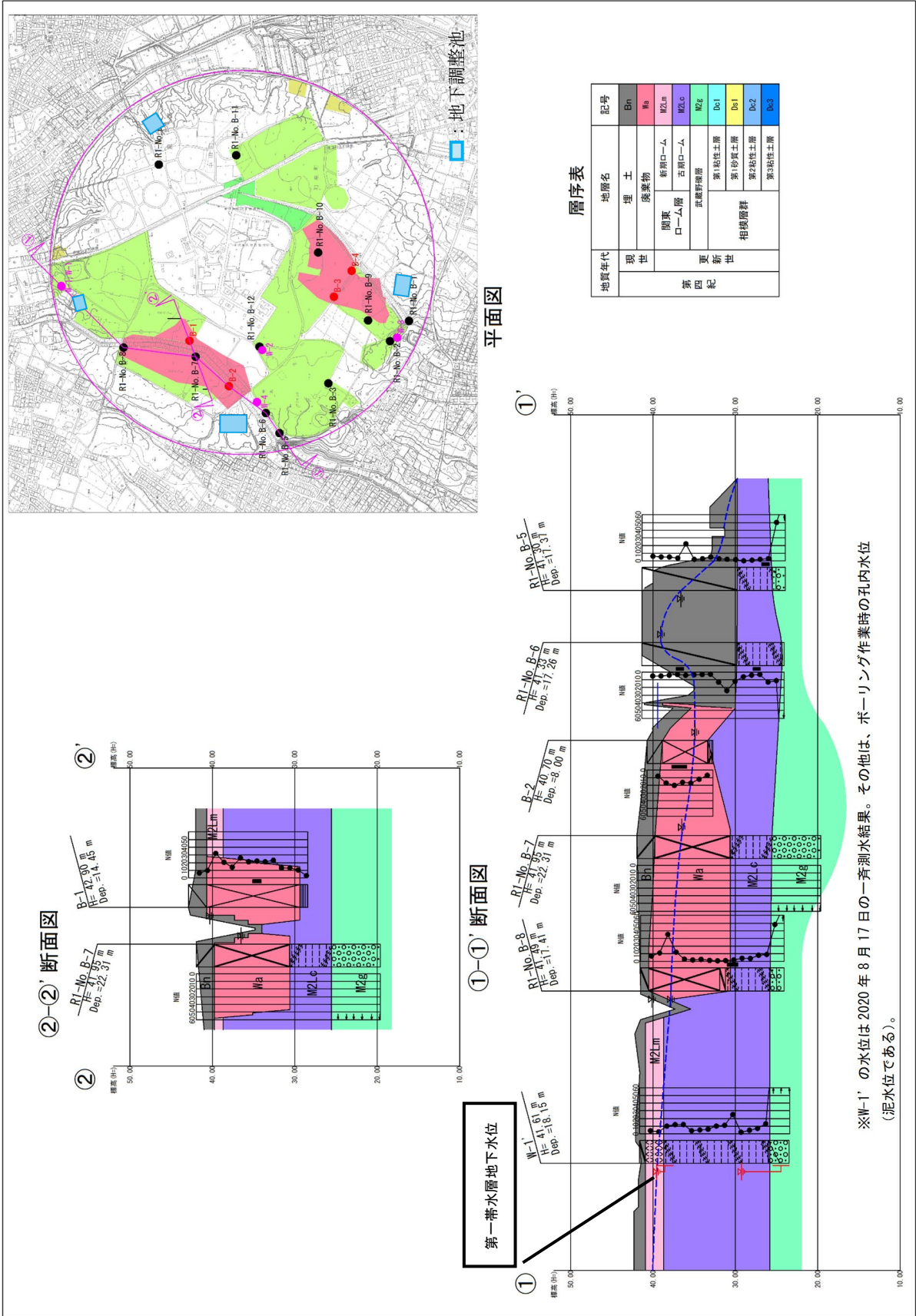


図 7-2 (1) 対象事業実施区域のボーリング調査結果 (準備書 p. 6. 10-12 図 6. 10. 6 (1))

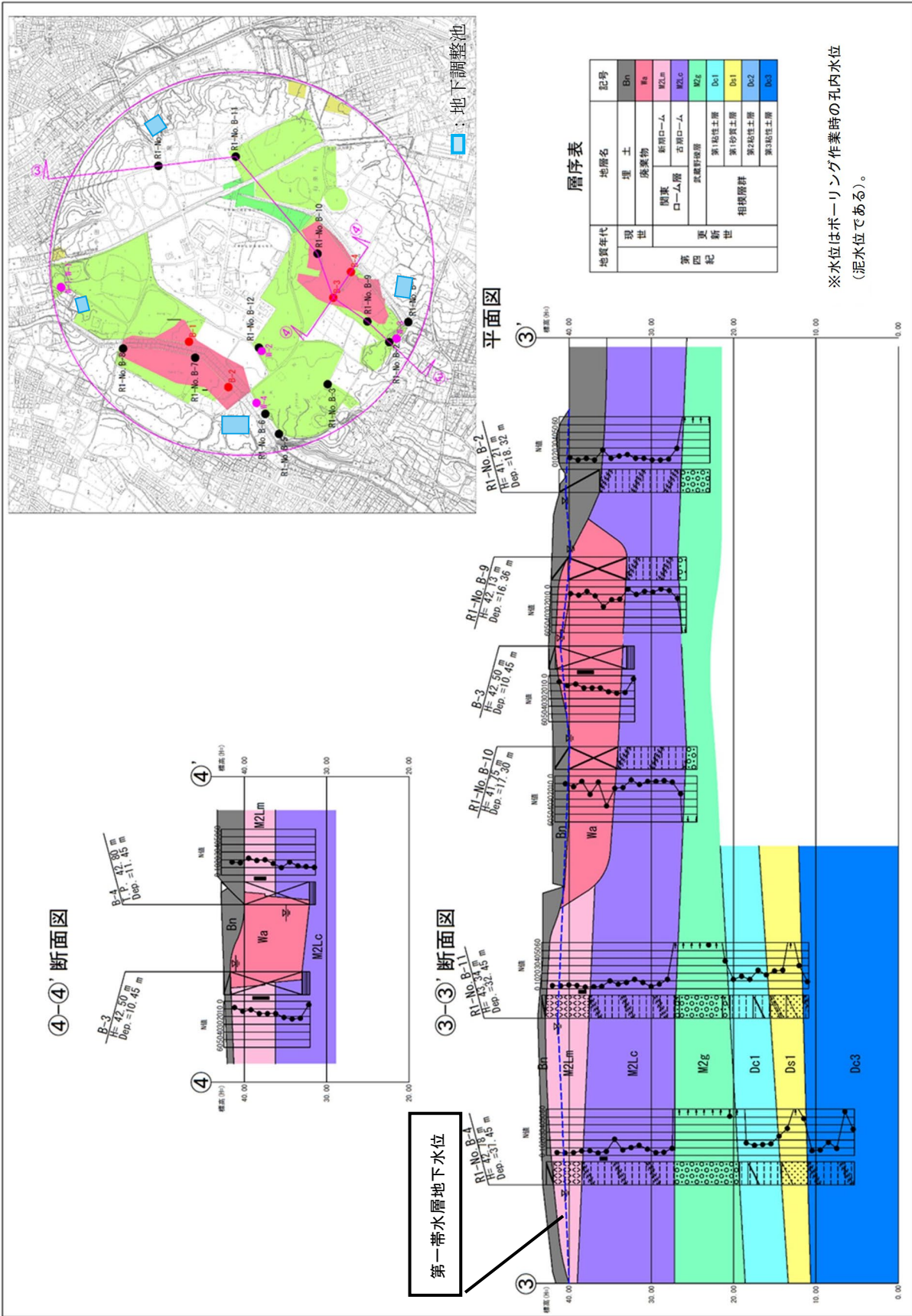


図 7-2 (2) 対象事業実施区域のボーリング調査結果 (準備書 p. 6. 10-13 図 6. 10. 6 (2))

# 【B-1】

## 土質ボーリング柱状図（標準貫入試験）

調査名 深谷通信所跡地土質調査委託

事業名または工事名

調査目的及び調査対象

ボーリング名	B-1	調査位置	神奈川県横浜市泉区和泉町・中田町・深谷通信所跡地	北緯	35° 23' 37.8341"
発注機関	横浜市政策局 基地対策課	調査期間	令和02年02月05日～令和02年02月10日	東経	139° 30' 0.1087"
孔口標高	H= 42.26 m	角	180° 上 90° 下 0°	方	北 0° 西 270° 東 90° 南 180°
総削孔長	36.00 m	地盤勾配	北 東 南 西 0° 90° 180° 270°	使用機種	試験機種
				エンジン	ヤンマー NFD-9
				ポンプ	東邦地下工機 BG-3
				試験機	ワイビーエム YBM-05

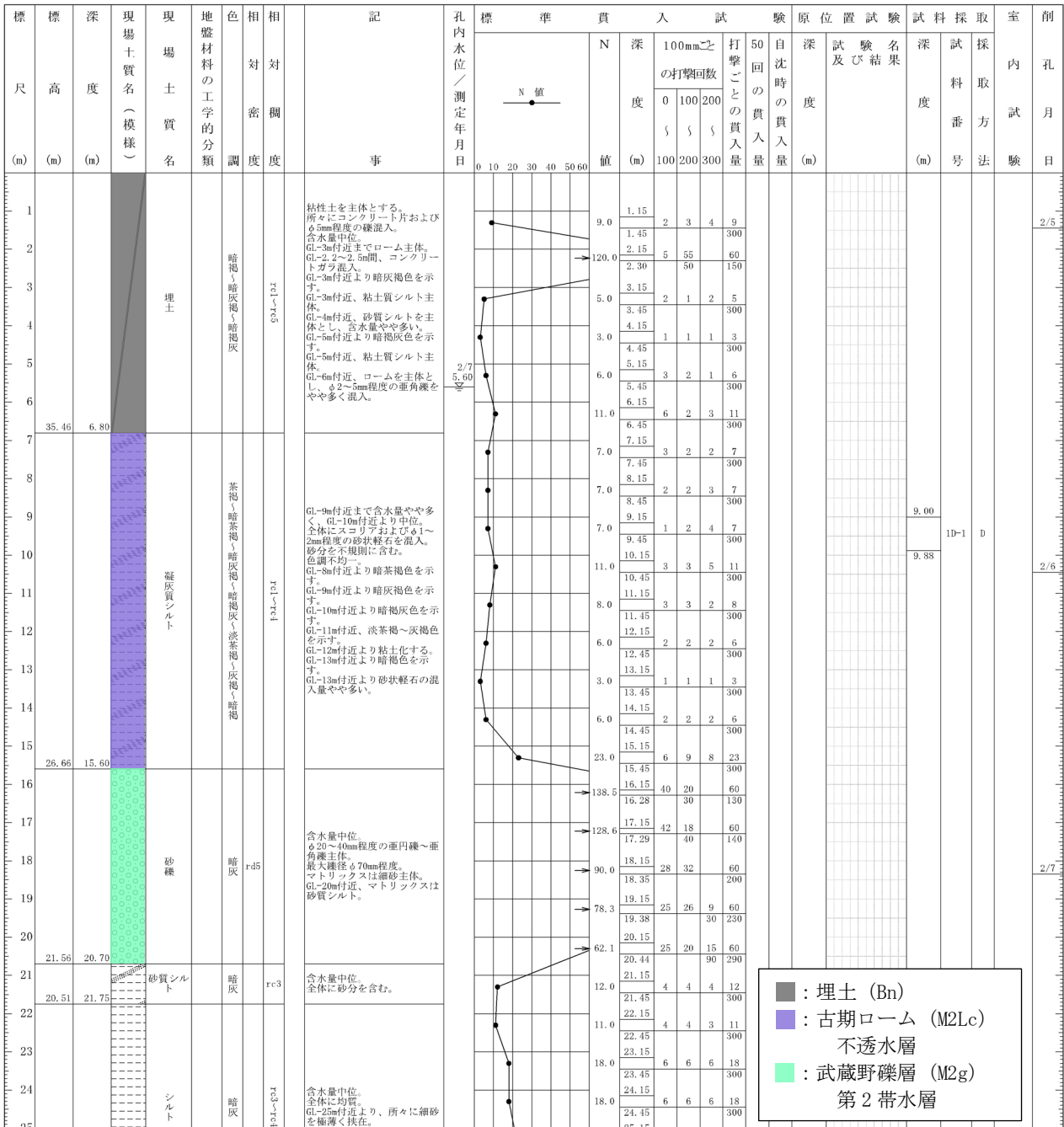


図 7-3 (1) ボーリング調査の結果【B-1】(準備書 p. 資 1.4-3 図 1.4.2 (1))

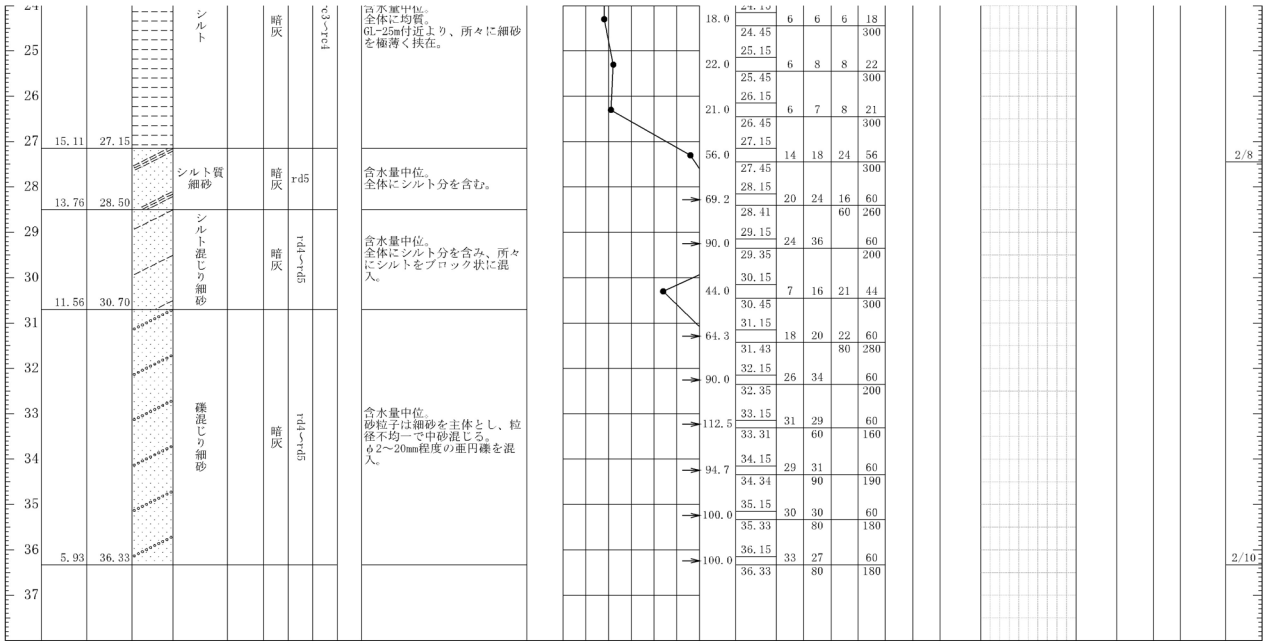


図 7-3 (2) ボーリング調査の結果【B-1】(準備書 p. 資 1.4-4 図 1.4.2 (2))

# 【B-2】

## 土質ボーリング柱状図（標準貫入試験）

調査名 深谷通信所跡地土質調査委託

事業名または工事名

調査目的及び調査対象

ボーリング名	B-2	調査位置	神奈川県横浜市泉区和泉町・中田町・深谷通信所跡地	北緯	35° 23' 39.4323"
発注機関	横浜市政策局 基地対策課	調査期間	令和2年02月03日～令和2年02月04日	東経	139° 29' 58.0187"
孔口標高	H= 41.21 m	角	180° 上 90° 下 0°	方位	北 0° 東 90° 南 180° 西 270°
総削孔長	18.00 m	地盤勾配	0°	使用機種	ワイビーエム YBM-05
		エンジン	ヤンマー NFD-9	ポンプ	東邦地下工機 BG-3

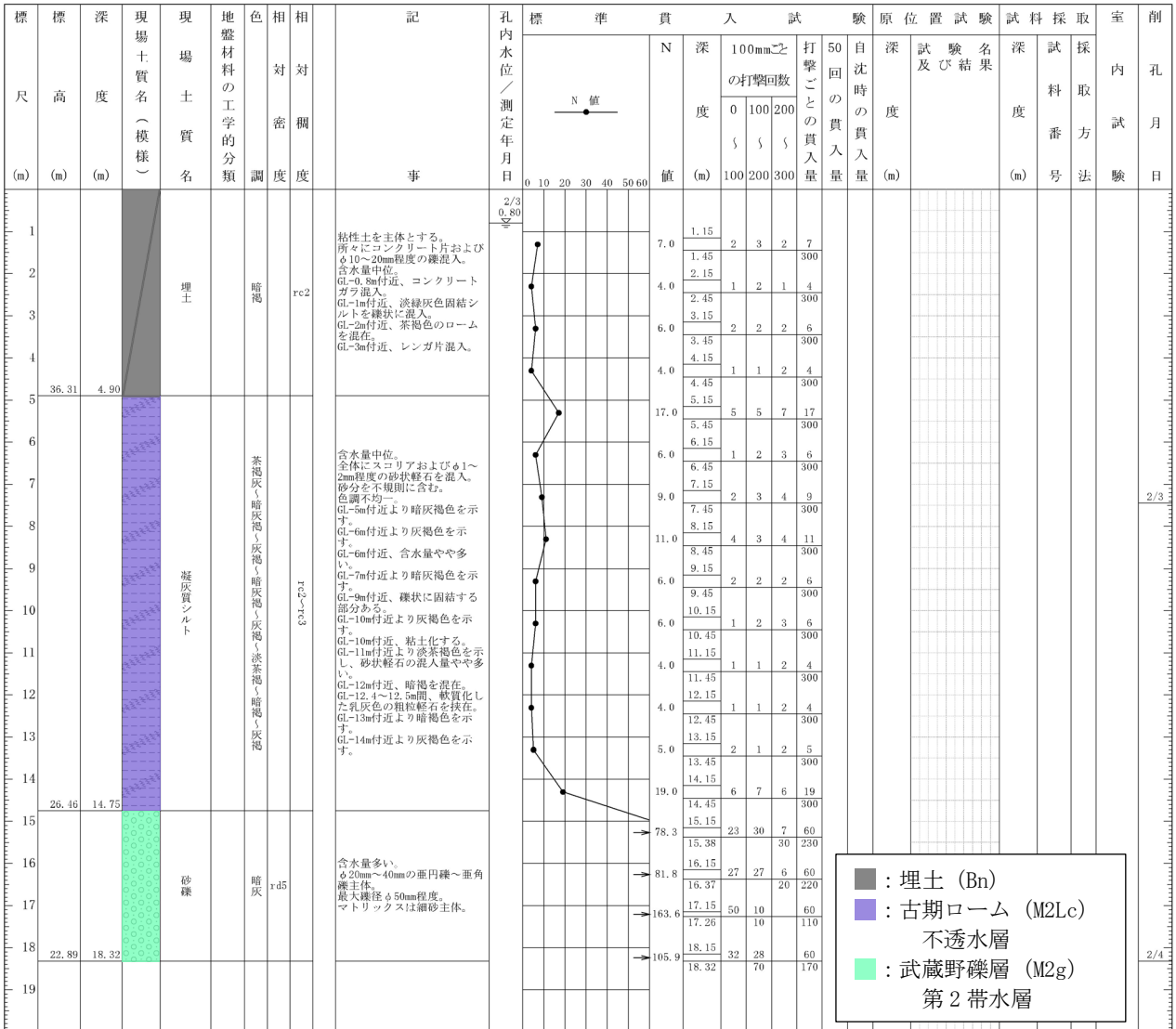


図 7-3 (3) ボーリング調査の結果【B-2】(準備書 p.資 1.4-5 図 1.4.2 (3))

# 【B-3】

## 土質ボーリング柱状図（標準貫入試験）

調査名 深谷通信所跡地土質調査委託  
 事業名または工事名  
 調査目的及び調査対象

ボーリング名	B-3	調査位置	神奈川県横浜市泉区と泉町・中田町・深谷通信所跡地	北緯	35° 23' 44.6239"
発注機関	横浜市政策局 基地対策課	調査期間	令和02年02月13日～令和02年02月17日	東経	139° 29' 53.6470"
孔口標高	H= 41.80 m	角	180° 上 0° 下	方位	北 0° 東 90° 南 180° 西 270°
総削孔長	33.00 m	度	0°	位置	0°
地盤勾配	北 0° 東 90° 南 180° 西 270°	使用機種	ワイビーエム YBM-05	エンジン	ヤンマー NFD-9
				ポンプ	東邦地下工機 BG-3

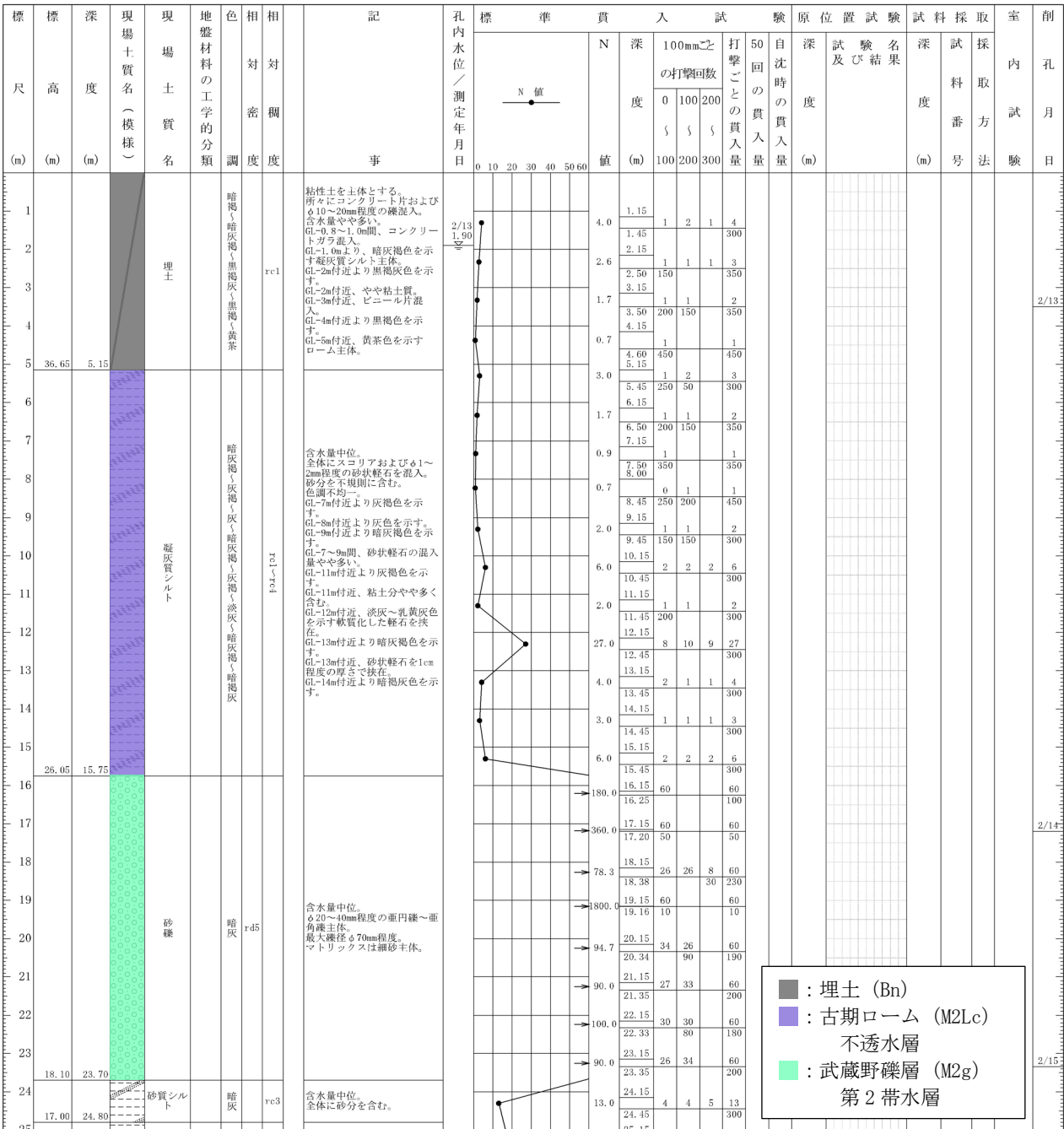


図 7-3 (4) ボーリング調査の結果【B-3】(準備書 p.資 1.4-6 図 1.4.2 (4))

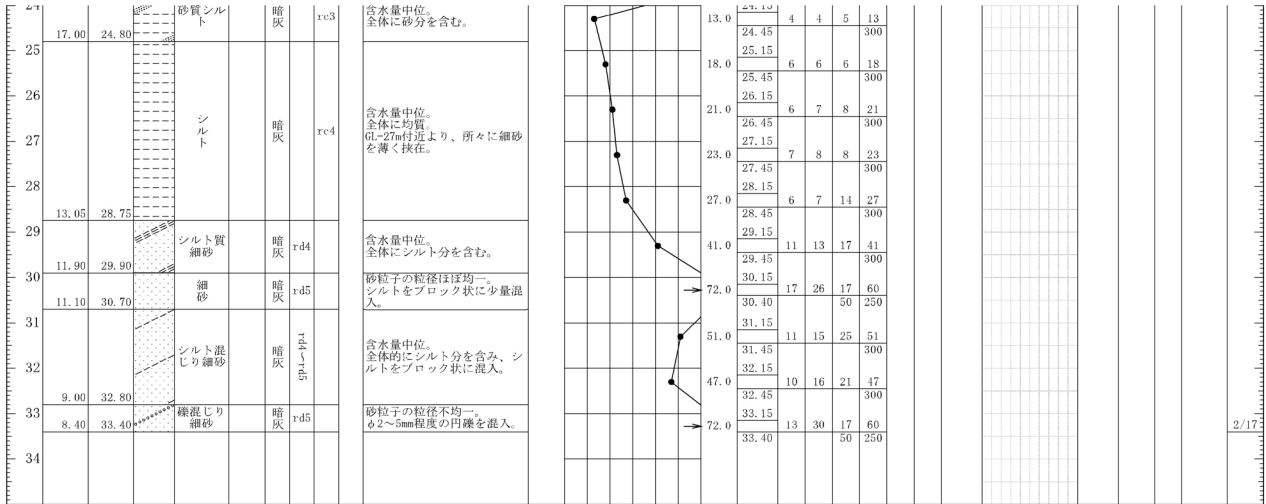


図 7-3 (5) ボーリング調査の結果【B-3】(準備書 p. 資 1.4-7 図 1.4.2 (5))

# 【B-4】

## 土質ボーリング柱状図（標準貫入試験）

調査名 深谷通信所跡地土質調査委託

事業名または工事名

調査目的及び調査対象

ボーリング名	B-4	調査位置	神奈川県横浜市泉区和泉町・中田町・深谷通信所跡地	北緯	35° 23' 58.9933"
発注機関	横浜市政策局 基地対策課	調査期間	令和02年02月07日～令和02年02月13日	東経	139° 30' 16.1652"
孔口標高	H= 42.78 m	角	180° 90° 0°	方位	北 0° 東 90° 南 180° 西 270°
総削孔長	37.00 m	地盤勾配	北平 90° 0°	使用機種	試験機 扶桑工業 KR-100HB エンジン ヤンマー TF-90 ポンプ 扶桑工業 V-6

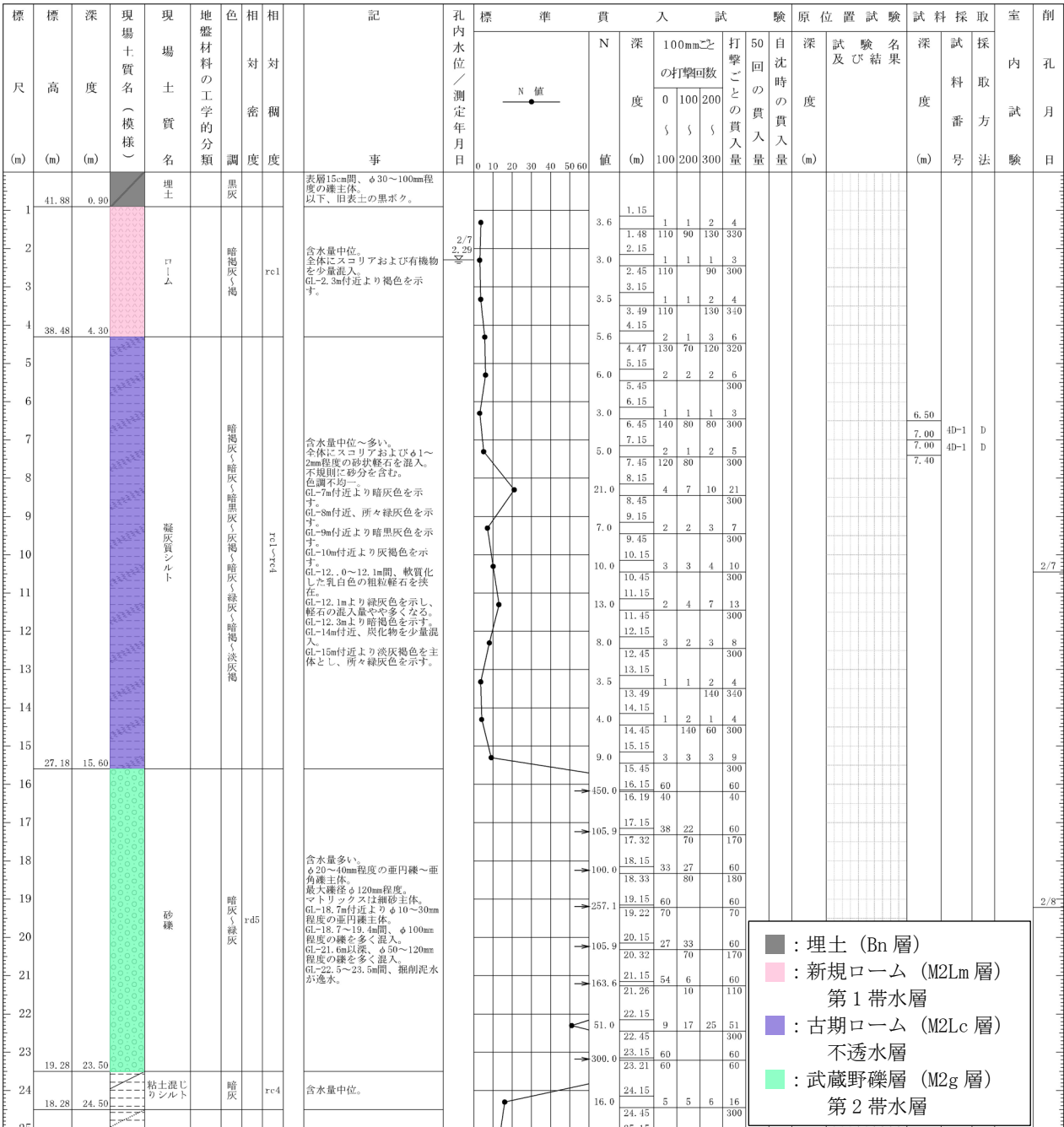


図 7-3 (6) ボーリング調査の結果【B-4】(準備書 p.資 1.4-8 図 1.4.2 (6))

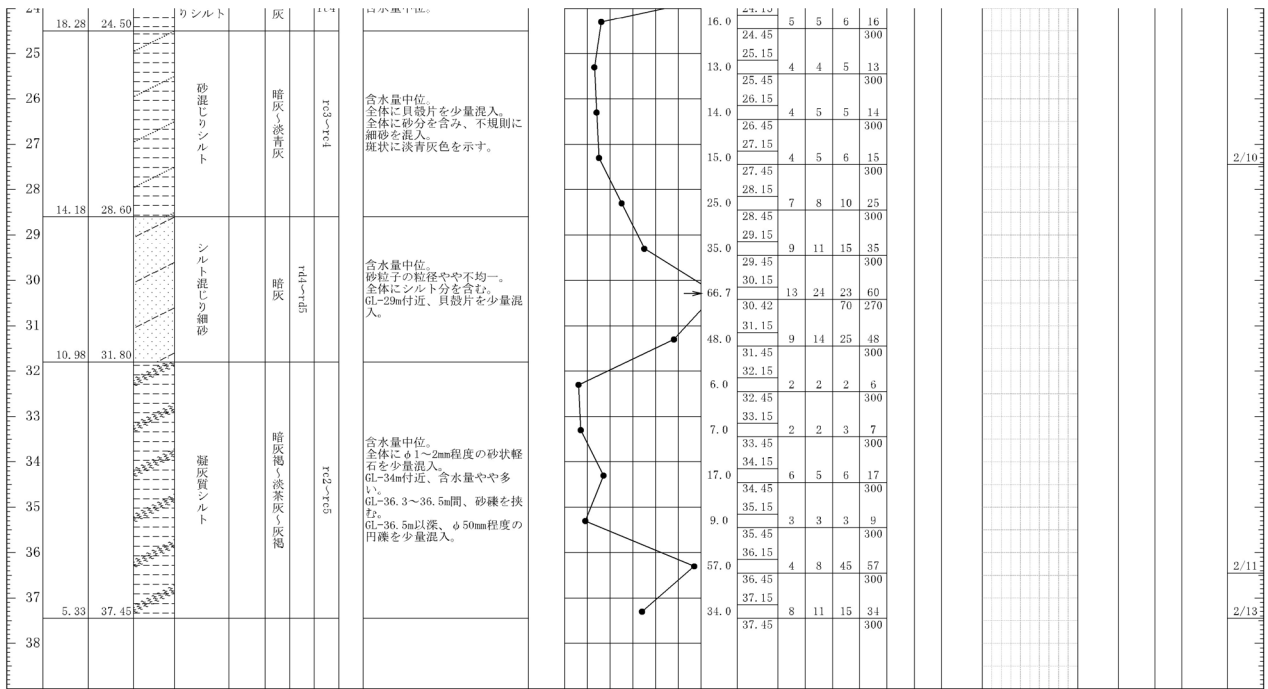


図 7-3 (7) ボーリング調査の結果【B-4】(準備書 p.資 1.4-9 図 1.4.2 (7))

# 【B-5】

## 土質ボーリング柱状図（標準貫入試験）

調査名 深谷通信所跡地土質調査委託

事業名または工事名

調査目的及び調査対象

ボーリング名	B-5	調査位置	神奈川県横浜市泉区和泉町・中田町・深谷通信所跡地	北緯	35° 23' 48.7370"
発注機関	横浜市政策局 基地対策課	調査期間	令和02年02月07日～令和02年02月08日	東経	139° 29' 48.4854"
孔口標高	H= 41.30 m	角	180° 上 90° 下	方	北 0° 東 90° 南 180° 西 270°
総削孔長	17.00 m	度	0°	位置	0°
試験機	東邦地下工機 D-0	エンジン	ヤンマー TF-90	ポンプ	東邦地下工機 BG-4

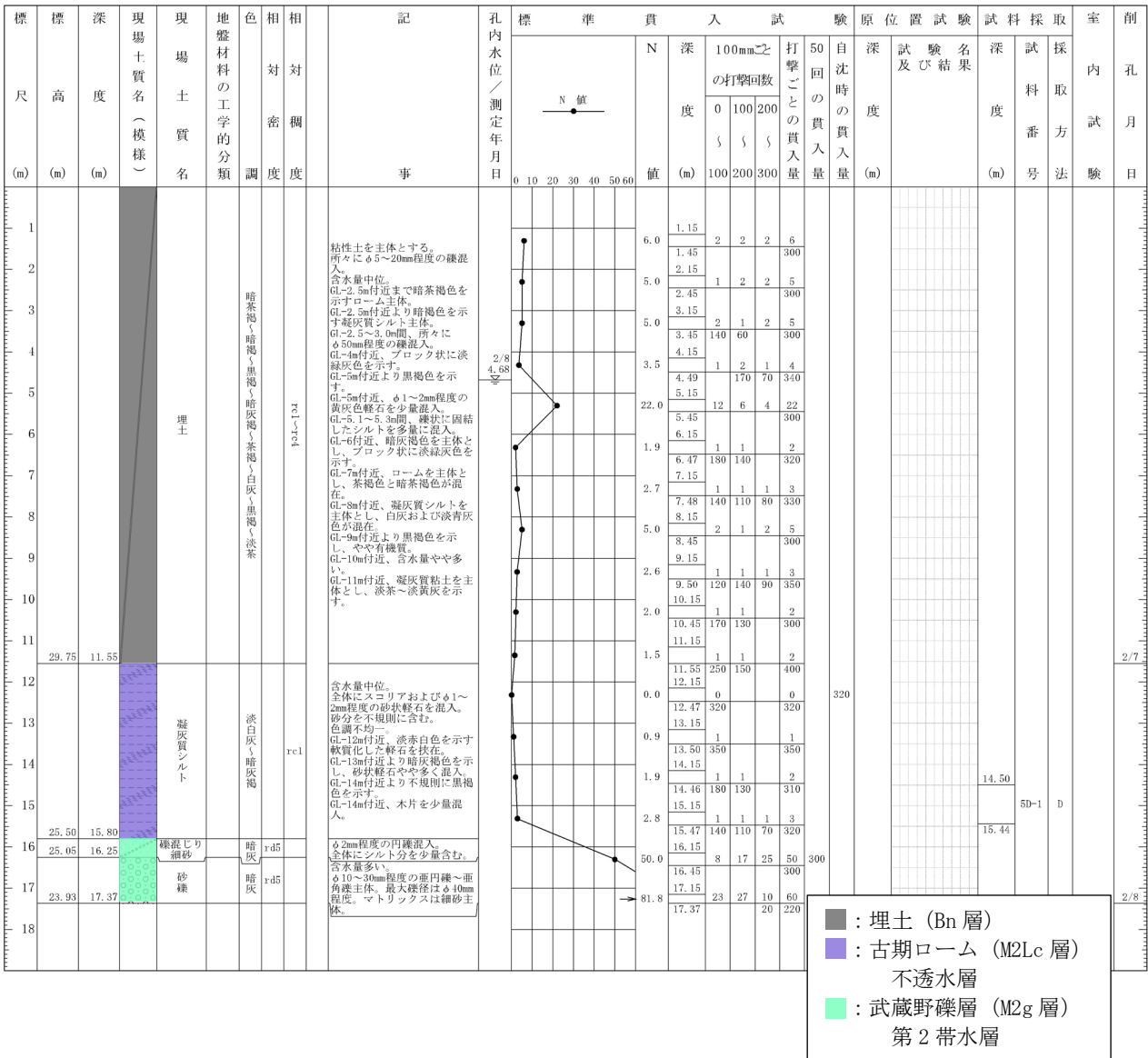


図 7-3 (8) ボーリング調査の結果【B-5】(準備書 p. 資 1.4-10 図 1.4.2 (8))

# 【B-6】

## 土質ボーリング柱状図（標準貫入試験）

調査名 深谷通信所跡地土質調査委託

事業名または工事名

調査目的及び調査対象

ボーリング名	B-6	調査位置	神奈川県横浜市泉区和泉町・中田町・深谷通信所跡地	北緯	35° 23' 49.8972"
発注機関	横浜市政政局 基地対策課	調査期間	令和02年02月06日～令和02年02月07日	東経	139° 29' 50.5547"
孔口標高	H= 41.33 m	角	180° 上 90° F φ 度	方	北 0° 東 90° 南 180° 西 270° 位
総削孔長	17.00 m	地盤勾配	北 0° 東 90° 南 180° 西 270° 位	試験機	ワイビーエム YS0-1
		使用機種	エンジン ヤンマー NS-10	ポンプ	扶桑工業 V-6

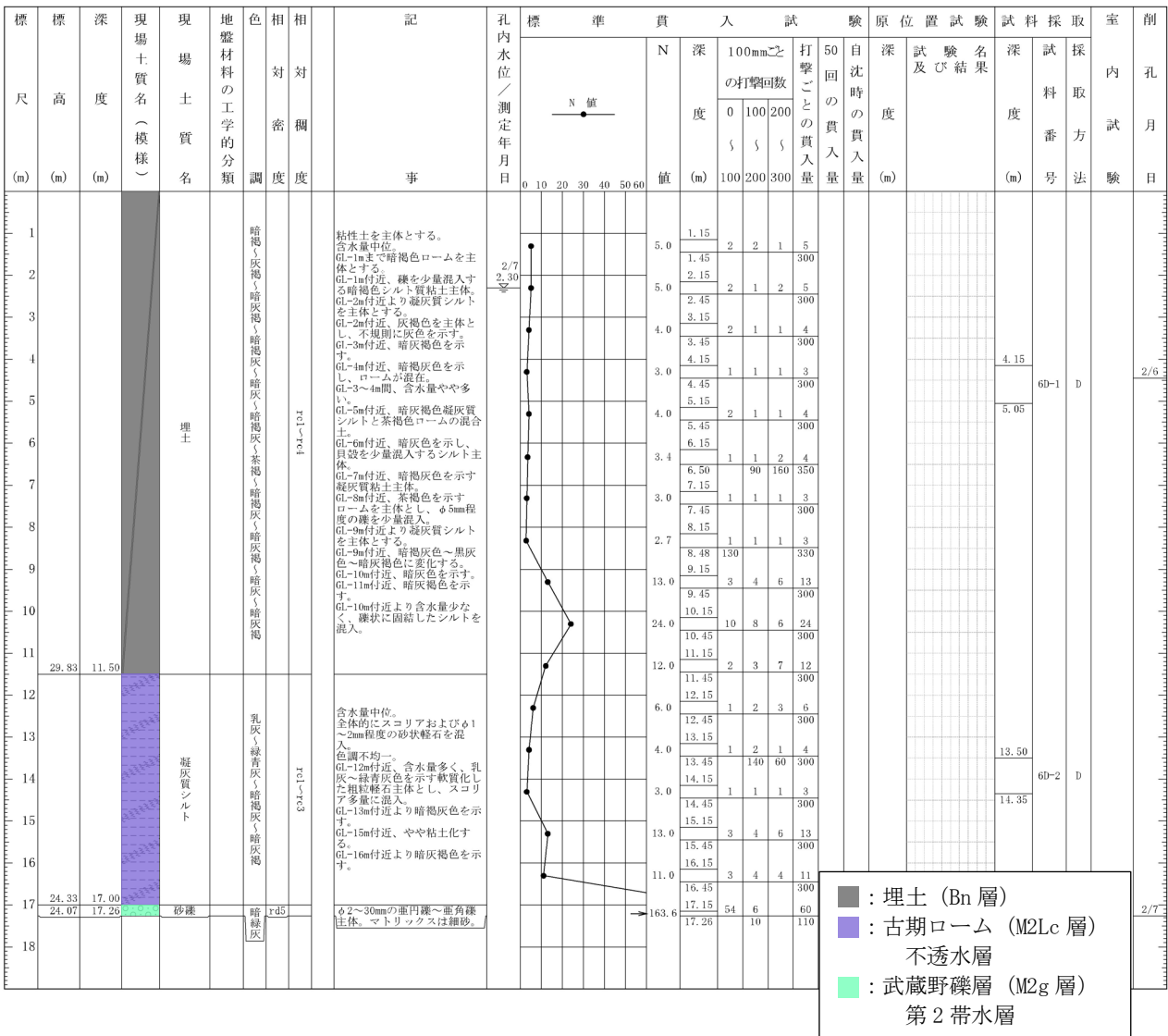


図 7-3 (9) ボーリング調査の結果【B-6】(準備書 p. 資 1.4-11 図 1.4.2 (9))

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

# 【B-7】

## 土質ボーリング柱状図（標準貫入試験）

調査名 深谷通信所跡地土質調査委託  
 事業名または工事名  
 調査目的及び調査対象

ボーリング名	B-7	調査位置	神奈川県横浜市泉区和泉町・中田町・深谷通信所跡地	北緯	35° 23' 55.8353"
発注機関	横浜市政政策局 基地対策課	調査期間	令和02年02月20日～令和02年03月05日	東経	139° 29' 56.3447"
孔口標高	H= 41.95 m	角	180° 上 0° 下	方位	北 0° 東 90° 南 180° 西 270°
総削孔長	22.00 m	地盤勾配	30°	使用機種	ワイビーエム YBM-1
				エンジン	ヤンマー NFD-12
				ポンプ	扶桑工業 V-6

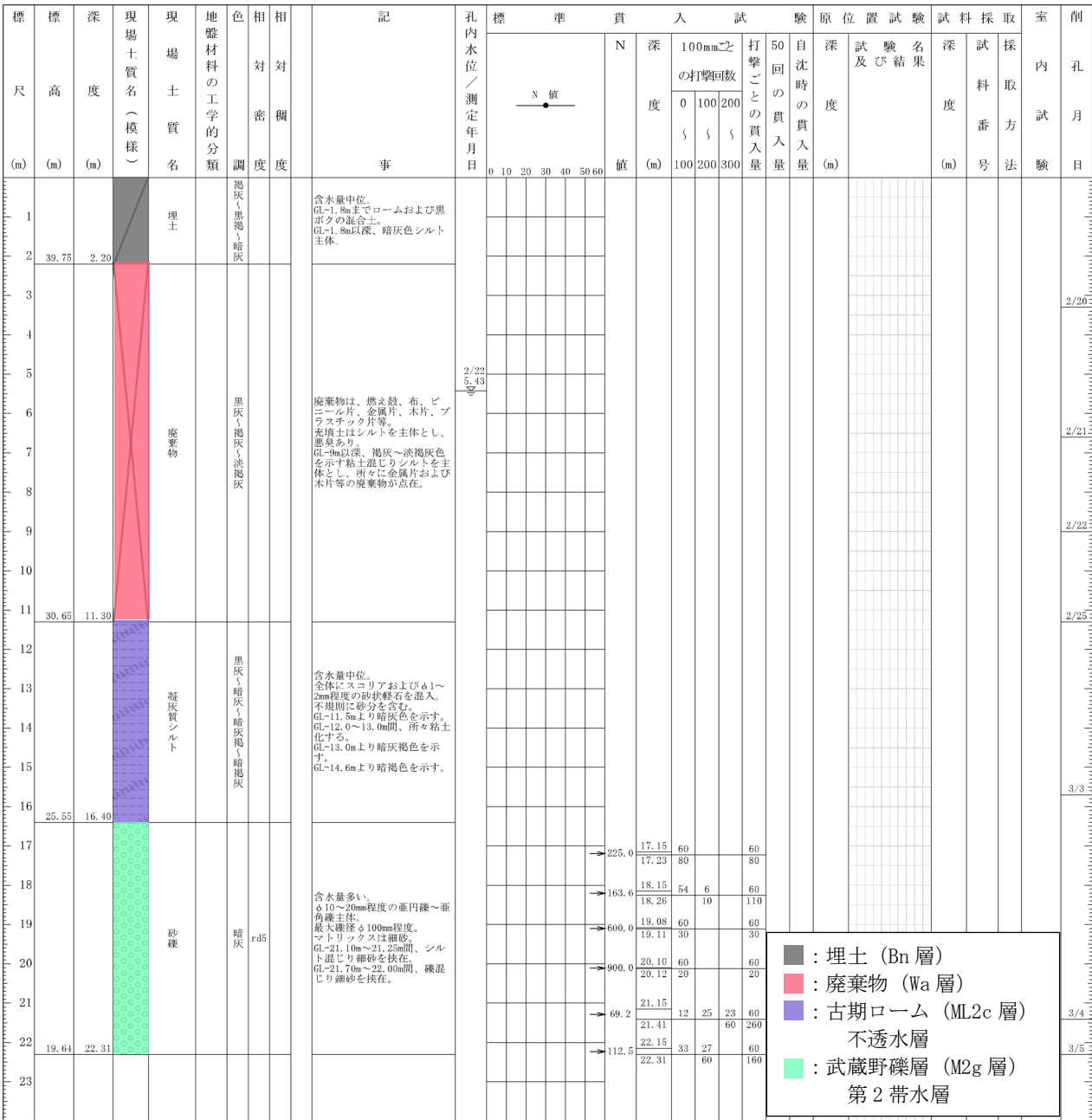


図 7-3 (10) ボーリング調査の結果【B-7】(準備書 p.資 1.4-12 図 1.4.2 (10))

# 【B-8】

## 土質ボーリング柱状図（標準貫入試験）

調査名 深谷通信所跡地土質調査委託

事業名または工事名

調査目的及び調査対象

ボーリング名	B-8	調査位置	神奈川県横浜市泉区和泉町・中田町・深谷通信所跡地	北緯	35° 24' 1.9206"
発注機関	横浜市政策局 基地対策課	調査期間	令和02年02月15日～令和02年02月26日	東経	139° 29' 57.2612"
孔口標高	H= 41.49 m	角	180° 90° 0°	方位	北 0° 東 90° 南 180° 西 270°
総削孔長	17.00 m	地盤勾配	北平	使用機種	扶桑工業 KR-100
		エンジン	ヤンマー TF-90	ポンプ	扶桑工業 V-6

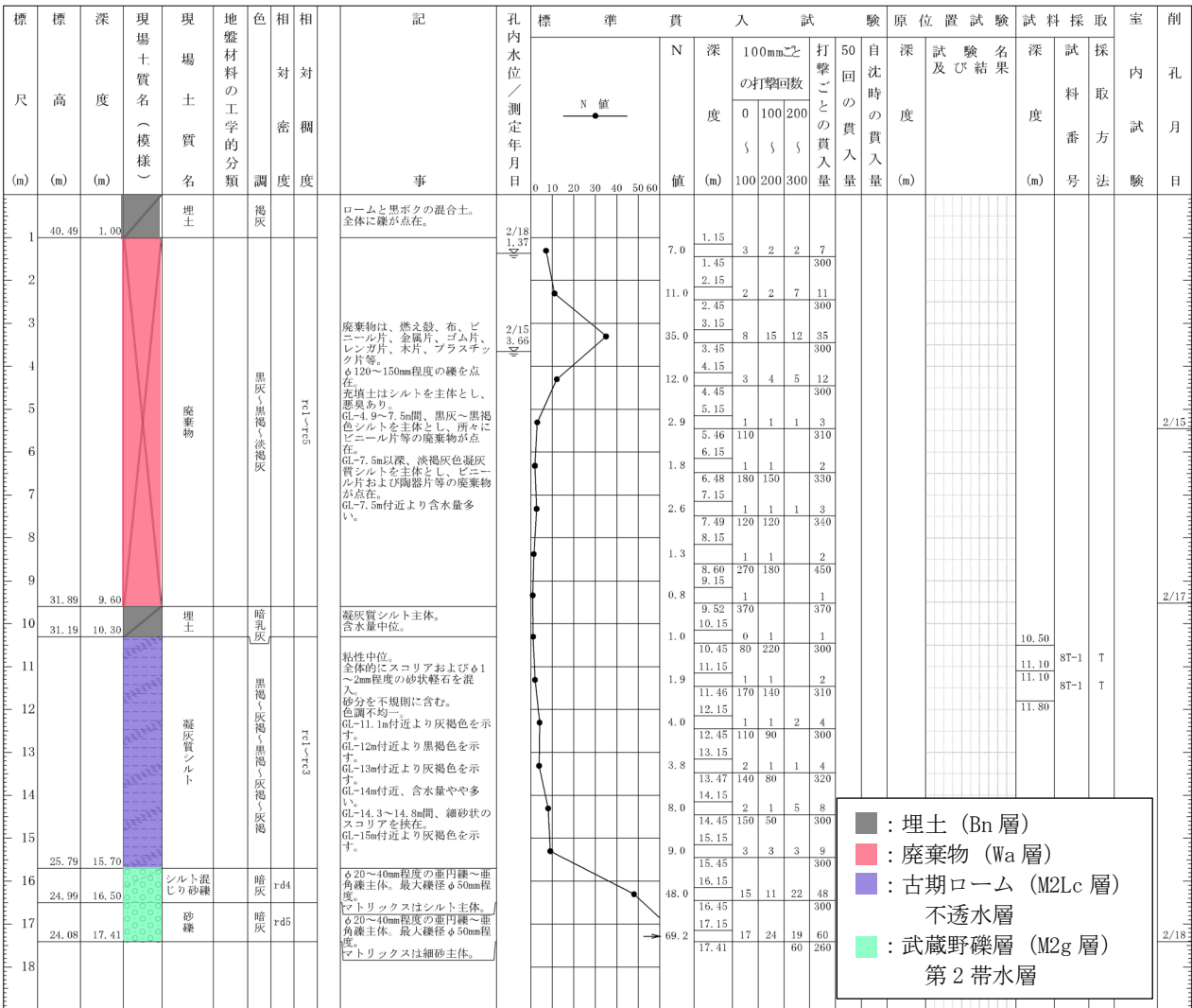


図 7-3 (11) ボーリング調査の結果【B-8】(準備書 p. 資 1.4-13 図 1.4.2 (11))

# 【B-9】

## 土質ボーリング柱状図（標準貫入試験）

調査名 深谷通信所跡地土質調査委託  
 事業名または工事名  
 調査目的及び調査対象

ボーリング名	B-9	調査位置	神奈川県横浜市泉区和泉町・中田町・深谷通信所跡地	北緯	35° 23' 41.2868"
発注機関	横浜市政政策局 基地対策課	調査期間	令和02年02月20日～令和02年02月27日	東経	139° 39' 0.1590"
孔口標高	H= 42.13 m	角	方位	試験機	ワイビーエム YBM-05
総削孔長	16.00 m	度	方位	エンジン	ヤママー NFD-9
				ポンプ	東邦地下工機 BG-3

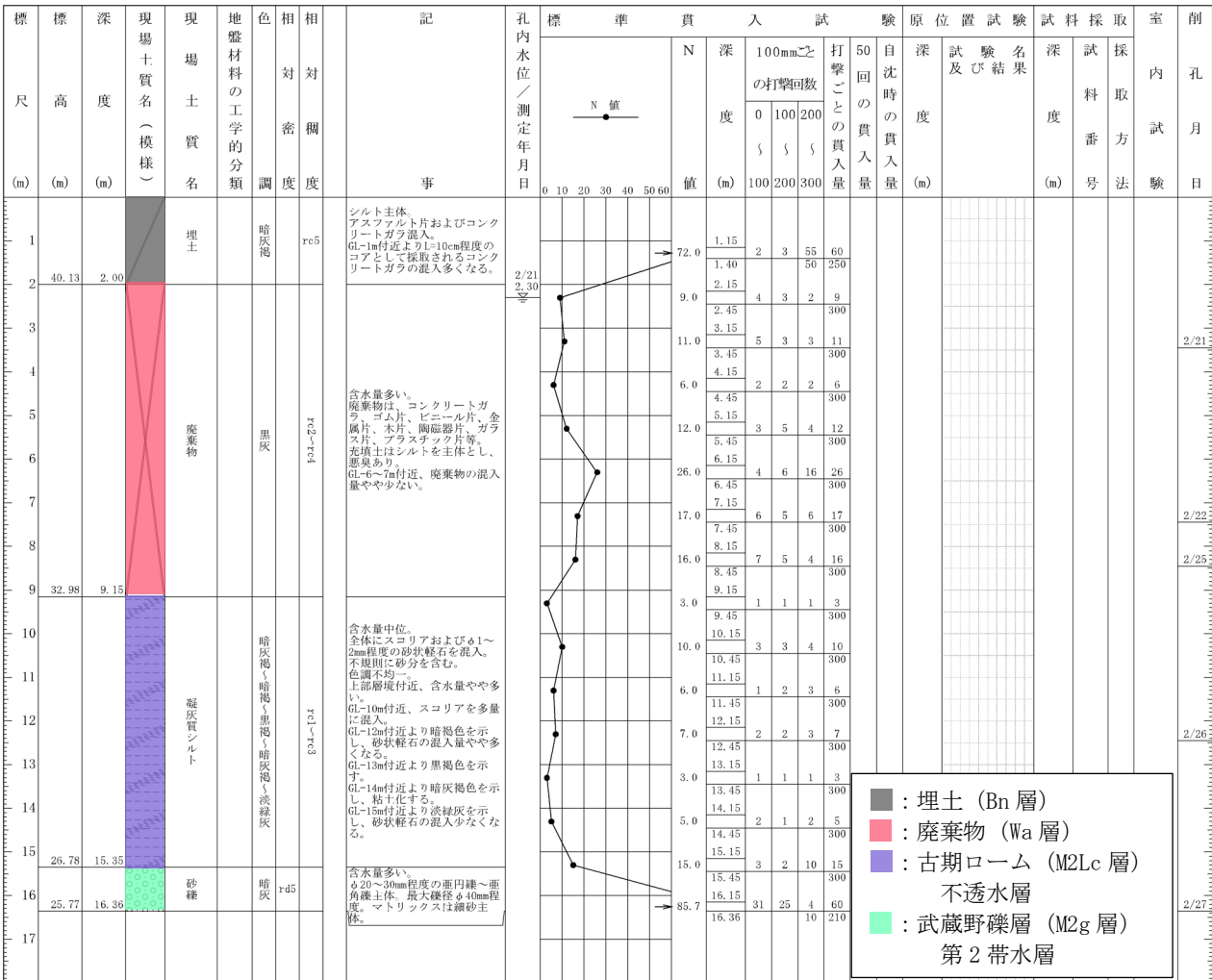


図 7-3 (12) ボーリング調査の結果【B-9】(準備書 p. 資 1.4-14 図 1.4.2 (12))

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

# 【B-10】

## 土質ボーリング柱状図（標準貫入試験）

調査名 深谷通信所跡地土質調査委託

事業名または工事名

調査目的及び調査対象

ボーリング名	B-10	調査位置	神奈川県横浜市泉区和泉町・中田町・深谷通信所跡地	北緯	35° 23' 45.5236"
発注機関	横浜市政策局 基地対策課	調査期間	令和02年03月03日～令和02年03月05日	東経	139° 30' 7.1461"
孔口標高	H= 41.75 m	角	130° 上 90° 下 0°	方位	北 0° 西 270° 東 90° 南 180°
総削孔長	17.00 m	地盤勾配	90° 0°	使用機種	ワイビーエム YBM-05
		エンジン	カンマー NFD-9	ポンプ	東邦地下工機 BG-3

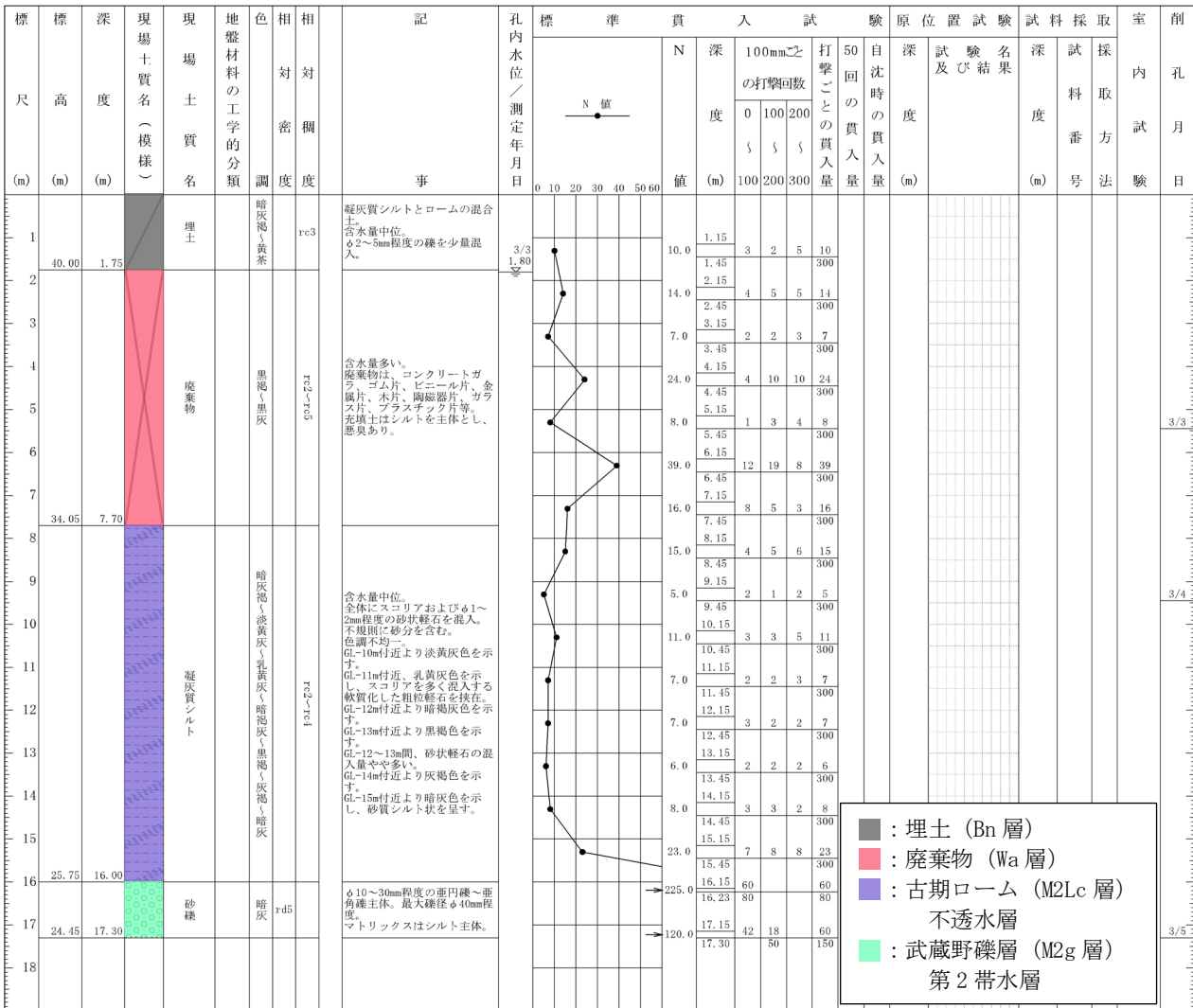


図 7-3 (13) ボーリング調査の結果【B-10】(準備書 p. 資 1.4-15 図 1.4.2 (13))

# 【B-11】

## 土質ボーリング柱状図（標準貫入試験）

調査名 深谷通信所跡地土質調査委託

事業名または工事名

調査目的及び調査対象

ボーリング名	B-11	調査位置	神奈川県横浜市泉区和泉町・中田町・深谷通信所跡地	北緯	35° 23' 52.4598"
発注機関	横浜市政政策課 基地対策課	調査期間	令和02年02月20日～令和02年02月26日	東経	139° 30' 17.1504"
孔口標高	H= 43.34 m	方位	北 0° 東 90° 南 180° 西 270°	地盤勾配	北平 0°
総削孔長	32.00 m	使用機種	ワイビーエム YBM-05	エンジン	ヤンマー TF-90
				ポンプ	扶桑工業 V-5

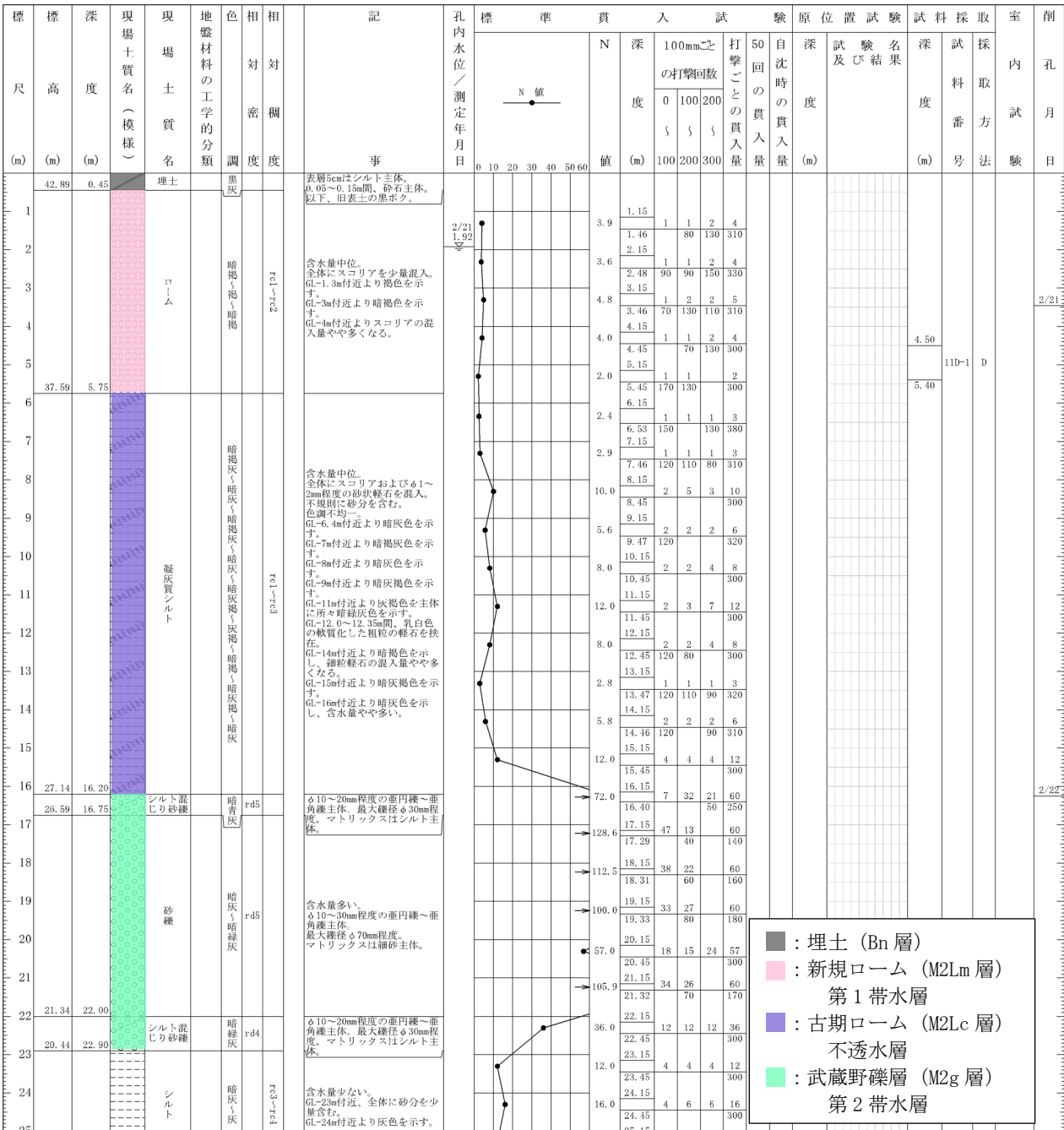


図 7-3 (14) ボーリング調査の結果【B-11】(準備書 p. 資 1.4-16 図 1.4.2 (14))

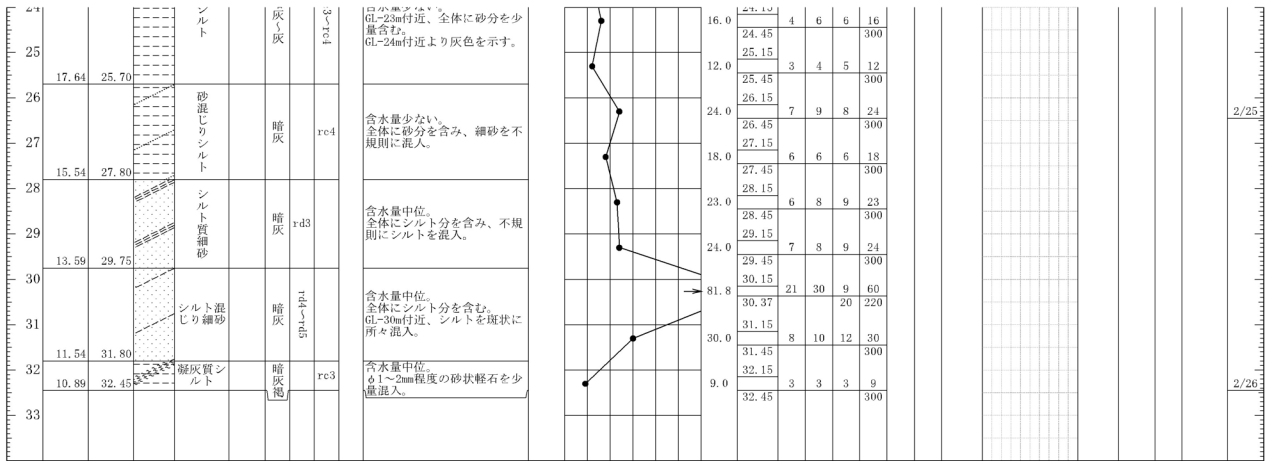


図 7-3 (15) ボーリング調査の結果【B-11】(準備書 p. 資 1.4-17 図 1.4.2 (15))

# 【B-12】

## 土質ボーリング柱状図（標準貫入試験）

調査名 深谷通信所跡地土質調査委託

事業名または工事名

調査目的及び調査対象

ボーリング名	B-12	調査位置	神奈川県横浜市泉区和泉町・中田町・深谷通信所跡地	北緯	35° 23' 50.4464"
発注機関	横浜市政策局 基地対策課	調査期間	令和02年02月13日～令和02年02月15日	東経	139° 29' 57.3944"
孔口標高	H= 42.29 m	角	180° 90° 0°	方	北 0° 東 90° 南 180° 西 270°
総削孔長	33.00 m	地盤勾配	90°	使用機種	試験機 東邦地下工機 D-0 エンジン ヤンマー TP-90 ポンプ 東邦地下工機 BG-3

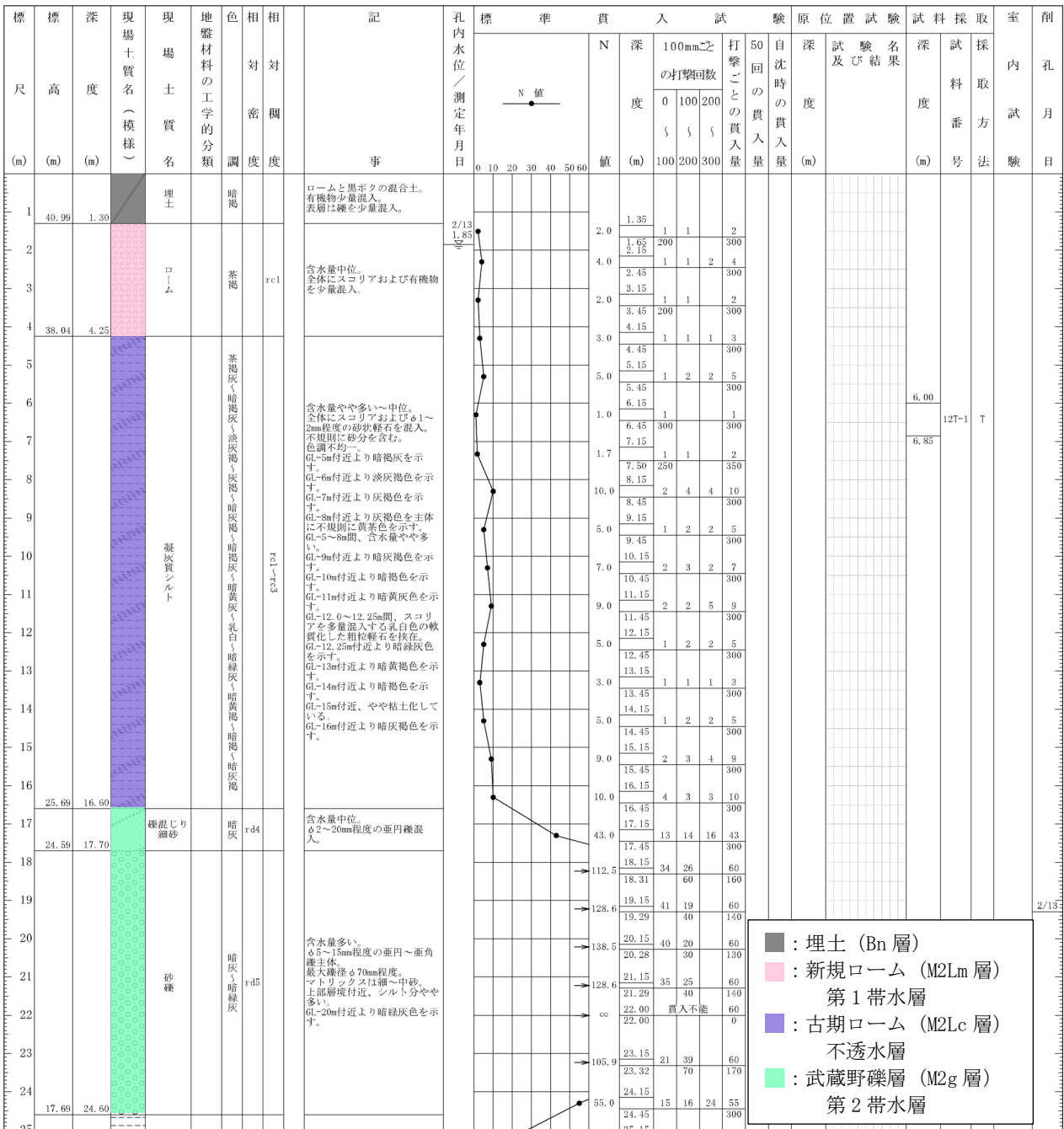


図 7-3 (16) ボーリング調査の結果【B-12】(準備書 p.資 1.4-18 図 1.4.2 (16))

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

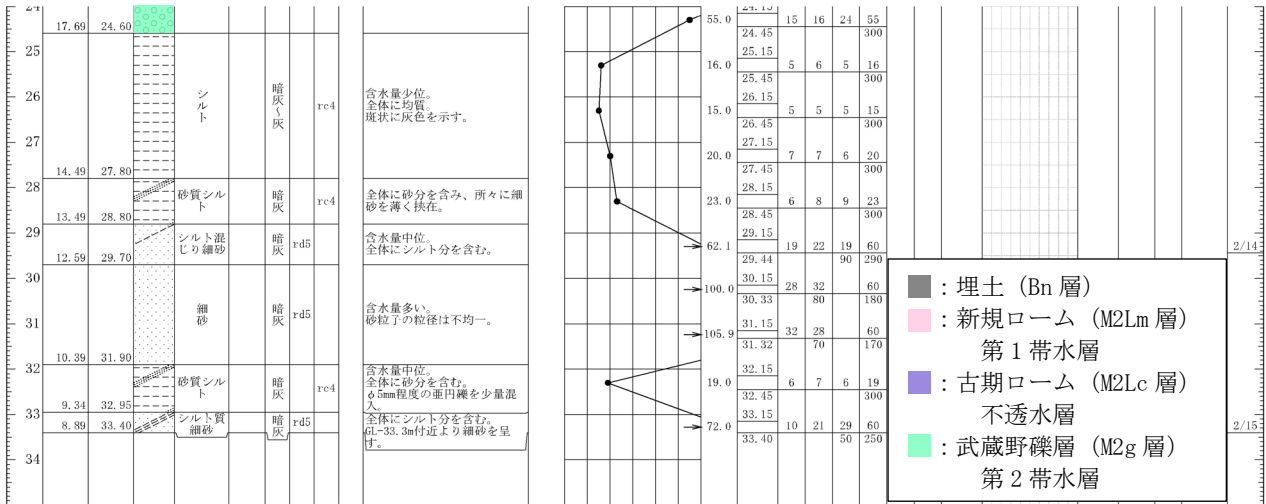


図 7-3 (17) ボーリング調査の結果【B-12】(準備書 p. 資 1.4-19 図 1.4.2 (17))

## 8 土留壁・調整池による地下水の流動阻害について

### 【令和7年度第11回審査会ご意見】

雨水調整池について、土留壁工事をするということなのですが、この土留壁というのはおそらく、不透水層まで達するように掘削をされると思います。第一帯水層がここはかなり浅く、1mから6mと準備書に書いてありました。それから不透水層があってその下に第二帯水層あるのですが、どこまで掘削をされるのでしょうか。おそらく第一帯水層の下、直下の不透水層までだと思うのですが、そこまで工事をして、土留壁を作った場合に、その工事中の地下水流に対する流動阻害のようなことは考える必要がないのかということを説明していただきたいと思います。

同じように、この流動阻害については、雨水調整池の土留壁工事だけではなくて、雨水調整池を作った後の、その調整池による流動阻害というのものないのでしょうか。調整池そのものも帯水層に少し引っかかるというようなことが準備書に書いてあったように思いましたので、地下水流によって調整池の上流域、下流域への影響が違ってきますけれども、もし下流域に利用しているような井戸があったりする場合に、その水位の低下が起こったり、あるいは土留壁工事によって地下水の水質の水質汚濁につながったりすることも考えられますので、それがなければ、ないという根拠をしっかりと示していただきたいと思います。実際に第一帯水層のどの辺まで土留壁が来るのかとか、あるいは調整池が来るのかとかいうことをきちんと示していただいて、ある程度定量的に、影響がないなら「ない」ということを納得してもらえようような内容の説明にいただきたいと思います。

### 【事業者の見解】

準備書にお示ししている図 7-2 (1) ~ (2) のとおり、対象事業実施区域では、第1帯水層 (M2Lm層) が地表面下約1~6m、不透水層 (M2Lc層) が地表面下約2m~約15m、第2帯水層 (M2g層) が地表面下約15m以深に存在しています。

これに対し、現在検討中ではありますが、地下調整池は4か所とも土被りは1m、根入れ深さ (基礎底面の位置) は約6m、工事中に設置する鋼矢板土留壁の根入れ深さは約9mとする計画です。このため、地下調整池底部は第1帯水層下部から不透水層上部の間に達し、また鋼矢板土留壁は不透水層の中央付近に達します。

一方、第1帯水層 (M2Lm層) である関東ローム層は、産業廃棄物最終処分場跡地を除き対象事業実施区域及びその周辺に一樣に分布しています。これに対し、地下調整池の設置範囲は、図 8-1 に示すとおり公園・墓園全体に対してごく限られた範囲であることから、地下調整池の工事及び設置による地下水への影響はほぼないものと予測しました。以上を踏まえ、準備書「6.3 水循環」の予測・評価の記載について、次ページに示すとおり一部修正します。これらの内容は環境影響評価書に反映します。なお、準備書からの変更箇所は赤字に示すとおりです。

さらに、「6 対象事業実施区域周辺の井戸の利用状況について」に示すとおり、対象事業実施区域に隣接して井戸が存在し、地下調整池が当該井戸の近傍に設置される計画ですが、当該井戸のストレーナーの設置深度は25-28m、37-40m、45-48mであり、地表面下約1m~6mに分布する第1帯水層 (M2Lm層) の地下水を揚水しているわけではありません。また、陸上競技場についても当該井戸の近傍に設置される計画ですが、現在想定しているスタンドの基礎の深さは、1m程度です。こ

のことから、地下調整池の設置等による対象事業実施区域周辺の井戸への影響はないものと予測します。

<準備書 p. 6. 3-17、6. 3-19 抜粋>

⑥予測結果

公園及び墓園に雨水調整池を設置し、大雨時における河川下流への流量の著しい増大を防止します。

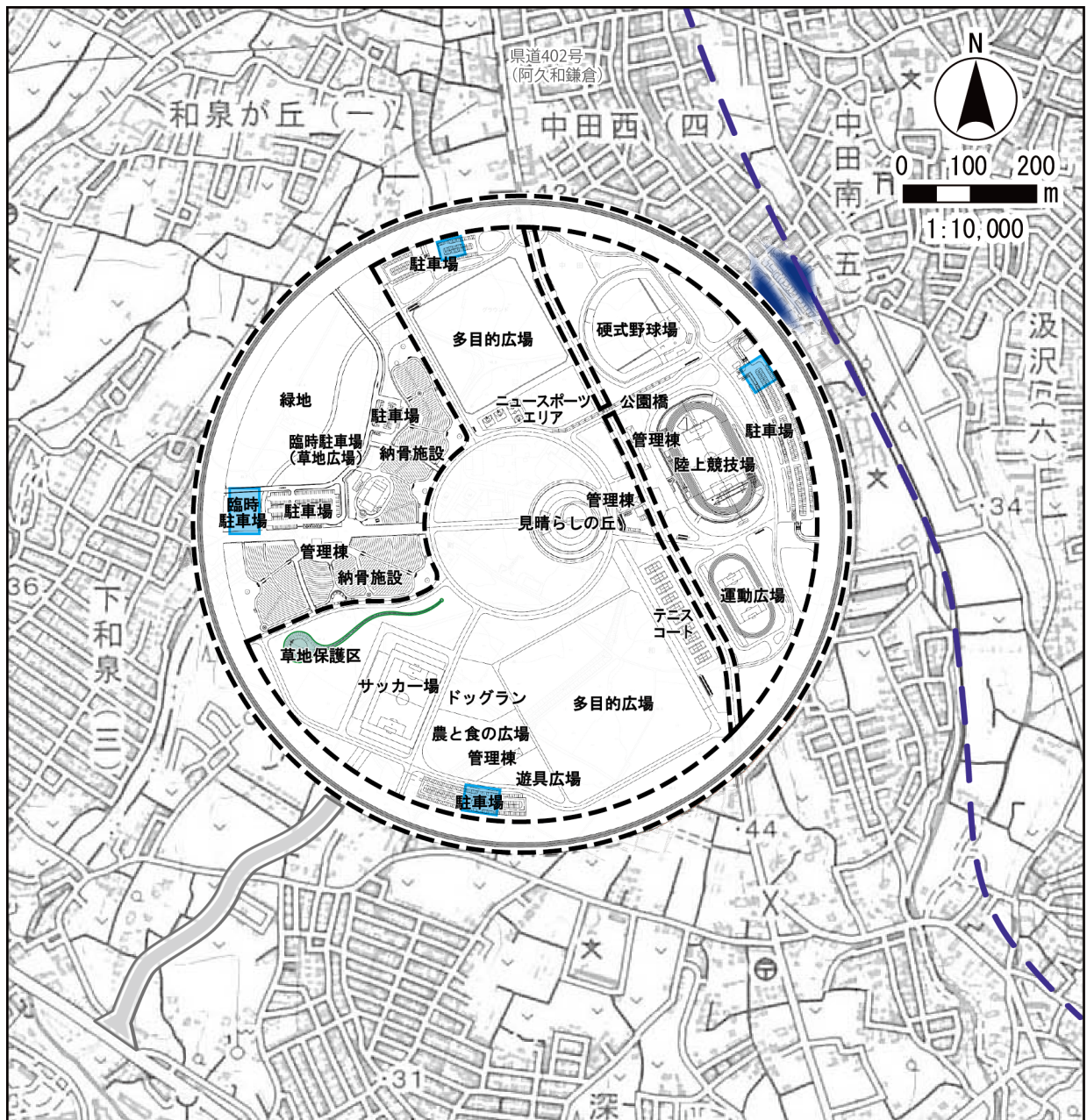
また、雨水調整池は帯水層に一部接しますが、地下水の流れを遮断するほどの規模とはならない予定です。その他地下水を遮断するような建物は設置しません。

<赤字：準備書からの変更箇所>

⑥予測結果

公園及び墓園に雨水調整池を設置し、大雨時における河川下流への流量の著しい増大を防止します。

また、雨水調整池は第1帯水層下部から不透水層上部の間に達しますが、公園・墓園全体に対してごく限られた範囲であり、地下水の流れ遮断するほどの規模とはならない予定です。その他地下水を遮断するような建物は設置しません。



凡 例

┌──┐: 対象事業実施区域

■: 地下調整池

■: オープン式調整池

資料：「深谷通信所跡地利用基本計画」（横浜市、平成 30 年 2 月）  
を基に加工して作成

図 8-1 雨水調整池の配置計画  
(準備書 p.2-19 図 2.3.9)

## 9 土留壁工事による水質への影響について

### 【令和7年度第11回審査会ご意見】

土留壁工事については、どのような工事をするかによって水質への影響は違うのですが、おそらく最近流行っているのはソイルセメント柱列壁というものが多いので、これを使うとすると、セメント粒子による水質汚濁が出てきますので、その辺もしっかりと対策をとるのだということを記載していただきたいと思います。

### 【事業者の見解】

現時点で土留壁工事の具体的な工法は未定ですが、今後採用する工法に応じて、土留壁工事による水質への影響が生じないよう配慮します。具体的には、ソイルセメント柱列壁工法（SMW工法）を実施する場合は、セメント粒子による水質汚濁防止のために、水質のモニタリング、排泥・濁水の適切な処理を行うほか、セメント系固化剤の六価クロム溶出試験等、必要な対策を講じます。これらの内容は環境影響評価書に反映します。なお、準備書からの変更箇所は赤字に示すとおりです。

表 9-1 (1) 環境の保全のための措置

(準備書 p. 6. 6-37 表 6. 6. 20)

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 建設行為等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質の発生源と思われる土壌の措置にあたっては、土壌汚染対策法や横浜市条例に則った適切な手法で処理します。</li> <li>・工事の進捗に合わせ、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」や「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」に準拠し、適切な地点を選定し、水質・底質のモニタリング調査を実施します。</li> <li>・モニタリングの調査箇所数及び頻度等は、必要に応じて、工事の進捗状況等に合わせ、適切になるよう見直します。</li> </ul>
【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地の整備等により、地下水の涵養に配慮します。</li> <li>・河川の水質、湧水の水質、地下水の水質については、適切なモニタリング調査を継続します。</li> </ul>

表 9-1 (1) 環境の保全のための措置

(赤字：準備書からの変更箇所)

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 建設行為等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質の発生源と思われる土壌の措置にあたっては、土壌汚染対策法や横浜市条例に則った適切な手法で処理します。</li> <li>・工事の進捗に合わせ、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」や「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」に準拠し、適切な地点を選定し、水質・底質のモニタリング調査を実施します。</li> <li>・モニタリングの調査箇所数及び頻度等は、必要に応じて、工事の進捗状況等に合わせ、適切になるよう見直します。</li> <li>・今後採用する工法に応じて、土留壁工事による水質への影響が生じないよう配慮します。具体的には、ソイルセメント柱列壁工法（SMW 工法）を実施する場合は、セメント粒子による水質汚濁防止のために、水質のモニタリング、排泥・濁水の適切な処理を行うほか、セメント系固化剤の六価クロム溶出試験等、必要な対策を講じます。</li> </ul>
【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地の整備等により、地下水の涵養に配慮します。</li> <li>・河川の水質、湧水の水質、地下水の水質については、適切なモニタリング調査を継続します。</li> </ul>

## 10 地下水の水質の調査・予測地点の選定理由について

### 【令和7年度第11回審査会ご意見】

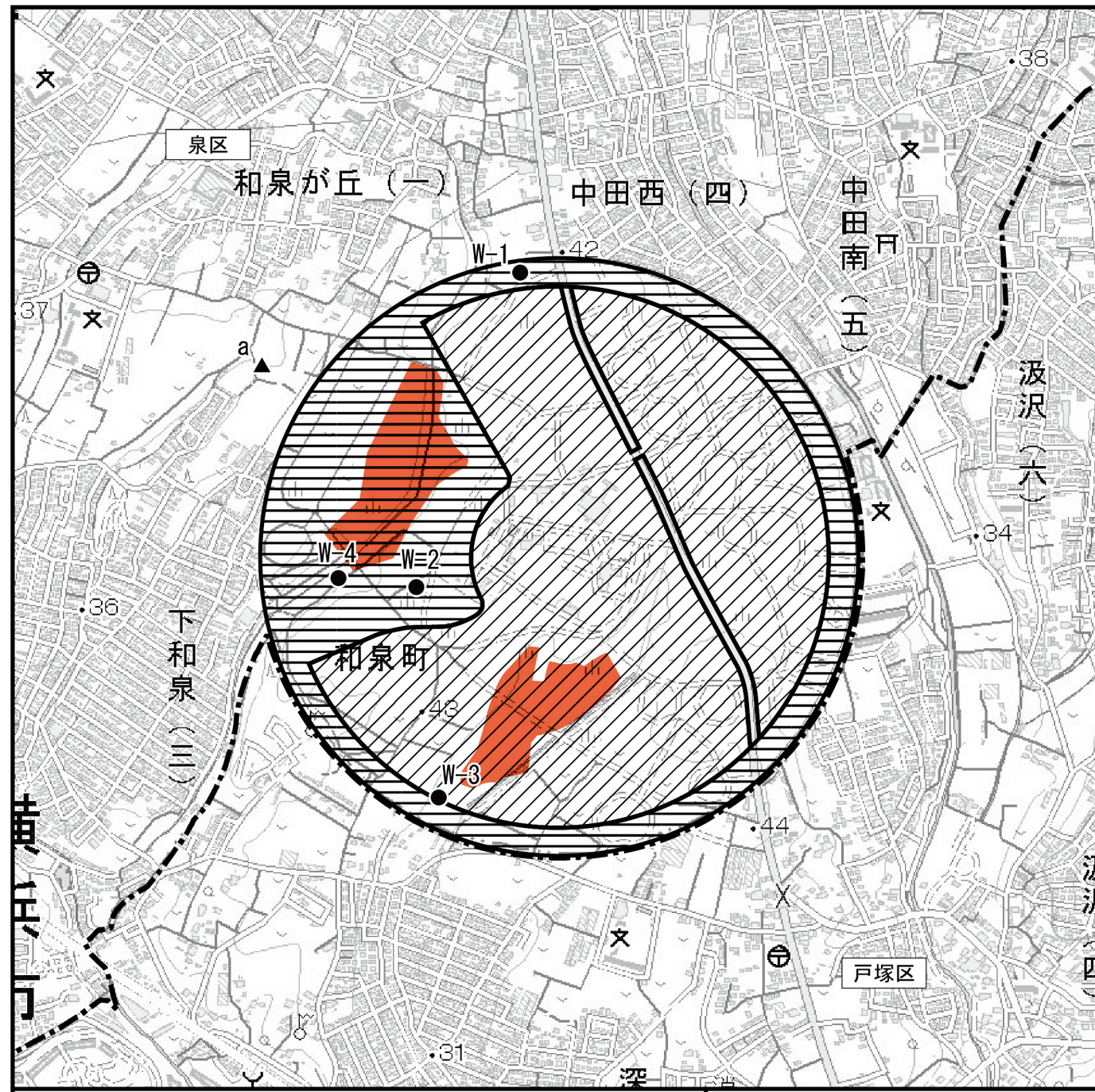
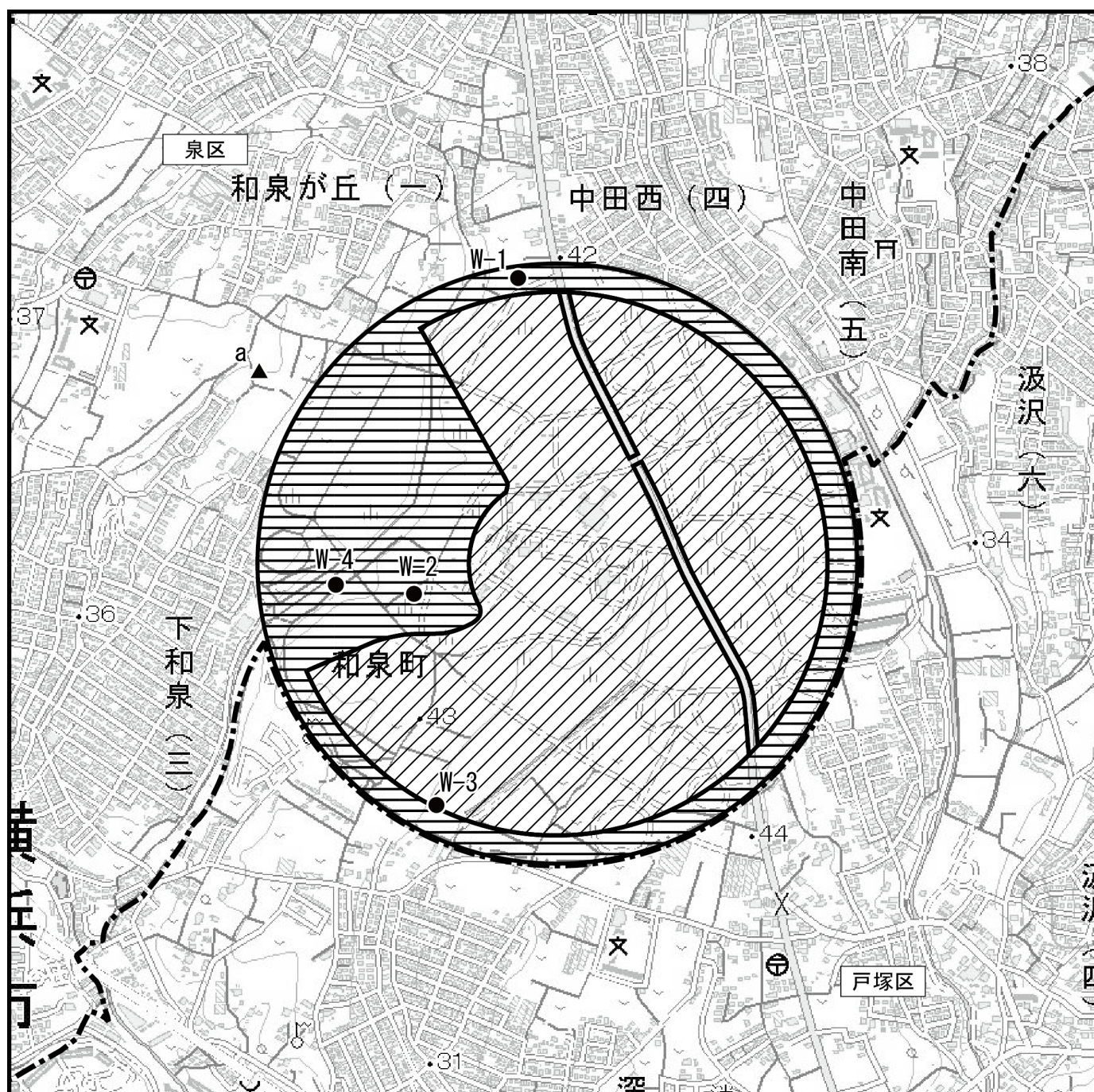
地下水の水質の井戸の調査時点と予測地点はどのような根拠で選ばれたのでしょうか。湧水はこの事業区域の少し外にあるのですが、この地下水については事業区域の外については全く考慮されていないように見えるのですけれども、これは何か理由があるのかということをお教えいただきたいと思えます。

### 【事業者の見解】

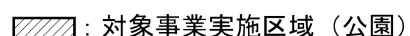
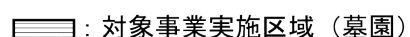

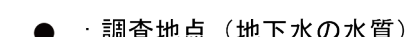
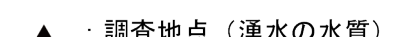
項目「水質・底質」の細目「地下水の水質」について、本事業の実施により地下水の水質への影響はないと予測していますが、本事業の対象事業実施区域には、2つの最終処分場跡地があることから、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に準じて、産業廃棄物最終処分場跡地の影響が大きいと思われる地点で調査・予測を実施することとしました。具体的には、西側産業廃棄物最終処分場跡地の地下水の上流・下流としてW-1とW-4を、東側最終処分場跡地の地下水の上流・下流としてW-2とW-3を調査・予測地点としました。

また、対象事業実施区域周辺に湧水（わきみずの森）が存在することから、湧水の水質についても影響を確認するため、環境影響評価項目として選定し、当該地点を調査・予測地点aとしました。

地下水の水質に係る調査・予測地点は、準備書にお示ししている図10-1のとおりです。また、産業廃棄物処分場の跡地の指定区域については、図10-1(2)に示しており、環境影響評価書に反映します。



凡例

-  : 対象事業実施区域 (公園)
-  : 対象事業実施区域 (墓園)
-  : 区 境
-  : 調査地点 (地下水の水質)
-  : 調査地点 (湧水の水質)

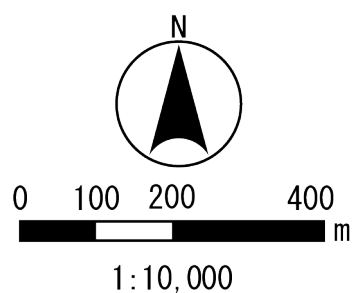
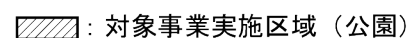
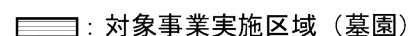

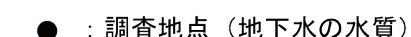

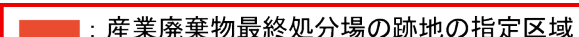


図 10-1 (1) 地下水の水質の状況調査  
(準備書 p.6.6-6 図 6.6.2)

凡例

-  : 対象事業実施区域 (公園)
-  : 対象事業実施区域 (墓園)
-  : 区 境
-  : 調査地点 (地下水の水質)
-  : 調査地点 (湧水の水質)
-  : 産業廃棄物最終処分場の跡地の指定区域

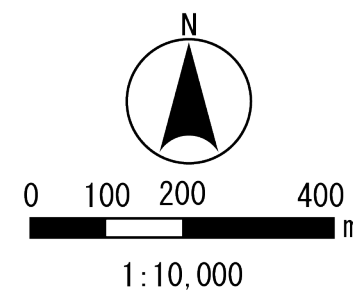



図 10-1 (2) 地下水の水質の状況調査  
( : 準備書からの変更箇所)

※ : 予測地点は、調査地点と同一の地点としました。

## 11 廃棄物の予測に使用した再資源化率について

### 【令和7年度第11回審査会ご意見】

準備書 6.4-25 ページの表 6.4.18(2)の再資源化率等は、(準備書) 6.4-23 ページの表 6.4.15 の値、例えば、廃プラスチックで非木造の場合は 57.1%といった値を用いているように見えます。これは、国交省の調査結果を用いていると思われませんが、(準備書) 6.4-6 ページの表 6.4.2 の廃プラスチック非木造の値 81.3%を用いないのは何故でしょうか。これらはどのような関係にあるのでしょうか。全体的に、使用しているリサイクル率が低いように思われます。

### 【事業者の見解】

準備書においては、資料調査の結果として神奈川県縮減化率を含む再資源化率を記載していましたが、予測にあたっては、縮減化率を除いて予測していました。ご指摘の通り調査結果と予測条件に不整合が生じていたことから、神奈川県縮減化率を含む再資源化率に修正し、改めて予測を実施しました。

予測結果は表 11-1～表 11-5 のそれぞれ (2) に示すとおりです。また、記載についても以下のとおり修正します。これらの内容は、環境影響評価書に反映します。なお、準備書からの変更箇所は赤字で示すとおりです。

#### <準備書 p.6.4-24 一部抜粋>

建設行為等（既存構造物等の撤去）に伴い発生する産業廃棄物は、既存建物の撤去に伴い発生する産業廃棄物では約 5,851.2 t、工作物等の撤去に伴い発生する産業廃棄物では約 59,362.6 t と予測します。

建設行為等（既存構造物等の撤去）により発生する産業廃棄物は、「建設リサイクル推進計画 2020～「質」を重視するリサイクルへ」（国土交通省、令和2年9月）の達成基準値の達成に向け、可能な限り再資源化に努める計画とします。再資源化できないものについては、最終処分場に処理を委託し、適切に処理を実施する計画です。

#### <赤字：準備書からの変更箇所>

建設行為等（既存構造物等の撤去）に伴い発生する産業廃棄物は、既存建物の撤去に伴い発生する産業廃棄物では約 5,851.2 t、工作物等の撤去に伴い発生する産業廃棄物では約 59,362.6 t と予測します。

建設行為等（既存構造物等の撤去）により発生する産業廃棄物は、「建設リサイクル推進計画 2020～「質」を重視するリサイクルへ」（国土交通省、令和2年9月）の達成基準値の達成に向け、可能な限り再資源化に努める計画とします。再資源化できないものについては、最終処分場に処理を委託し、適切に処理を実施する計画です。

建設行為等（既存構造物等の撤去）に伴い発生する産業廃棄物量に再資源化等率を踏まえた最終処分量は、既存建物の撤去に伴い発生する産業廃棄物では約 112.8 t、工作物等の撤去に伴い発生する産業廃棄物では約 17,043.5 t になると予測します。

<準備書 p. 6. 4-27 一部抜粋>

建設行為等（計画施設の建設）に伴い発生する産業廃棄物は、公園整備事業では約 697.9 t、墓園整備事業では約 127.4 t と予測します。

建設行為等（計画施設の建設）により発生する産業廃棄物量に再資源化等率を踏まえた最終処分量は、公園整備事業では約 89.4 t、墓園整備事業では約 18.9 t になると予測します。

<赤字：準備書からの変更箇所>

建設行為等（計画施設の建設）に伴い発生する産業廃棄物は、公園整備事業では約 697.9 t、墓園整備事業では約 127.4 t と予測します。

建設行為等（計画施設の建設）により発生する産業廃棄物量に再資源化等率を踏まえた最終処分量は、公園整備事業では約 53.8 t、墓園整備事業では約 10.8 t になると予測します。

表 11-1 (1) 産業廃棄物の再資源化率

(準備書 p.6.4-23 表 6.4.15)

廃棄物の種類・ 発注区分	コンクリート 塊	アスファルト・コンクリート 塊	ガラス 陶磁器	廃プラスチック	金属 くず	木くず	紙くず	廃石膏 ボード	その他	混合 廃棄物	伐木材 ・ 除根材
解体 (非木造)	100.0	100.0	87.2	57.1	98.0	98.8	77.1	75.0	98.4	49.0	100.0
解体 (木造)	100.0	100.0	87.2	57.1	98.0	98.8	23.1	76.3	98.5	73.2	100.0
新築・増改築 (非木造)	100.0	100.0	87.2	58.0	97.9	98.8	77.2	79.4	87.5	78.3	94.1
公共土木 (横浜市)	100.0	100.0	87.2	54.1	97.5	98.8	72.8	60.3	97.1	79.2	98.5

※1 砕石は混合廃棄物の発生原単位を用いました。

※2 伐採木等は公共土木（横浜市）の伐木材・除根材の発生原単位を用いました。

資料:①コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、廃プラスチック、金属くず、紙くず、廃石膏ボード、混合廃棄物、伐木材・除根材

「平成 30 年度建設副産物実態調査結果(建設廃棄物の再資源化等率)」(国土交通省総合政策局、令和 2 年 1 月)より、神奈川県 の値を適用しました。

②ガラス陶磁器、木くず

「第 7 次横浜市産業廃棄物処理指導計画 平成 28 年度～32 年度」(横浜市資源循環局、平成 28 年 3 月)に示される『建設業における産業廃棄物の種類別の最終処分率(平成 32 年予測)』を基に、(再資源化率)=(100%-(最終処分率))として算出しました。

③その他

「平成 24 年度建設副産物実態調査結果」(国土交通省総合政策局、平成 26 年 3 月)より、神奈川県 の値を適用しました。

表 11-1 (2) 産業廃棄物の再資源化率

(赤字：準備書からの変更箇所)

廃棄物の種類・ 発注区分	コンクリート 塊	アスファルト・コンクリート 塊	ガラス 陶磁器	廃プラスチック	金属 くず	木くず	紙くず	廃石膏 ボード	その他	混合 廃棄物	伐木材 ・ 除根材
解体 (非木造)	100.0	100.0	87.2	81.3	98.0	98.8	97.9	75.0	99.0	53.5	100.0
解体 (木造)	100.0	100.0	87.2	81.3	98.0	98.8	29.4	76.3	99.2	76.8	100.0
新築・増改築 (非木造)	100.0	100.0	87.2	82.6	97.9	98.8	97.6	79.4	95.5	87.4	98.1
公共土木 (横浜市)	100.0	100.0	87.2	77.0	97.5	98.8	91.2	60.3	97.4	87.1	98.8

※1 砕石は混合廃棄物の発生原単位を用いました。

※2 伐採木等は公共土木（横浜市）の伐木材・除根材の発生原単位を用いました。

資料:①コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、廃プラスチック、金属くず、紙くず、廃石膏ボード、混合廃棄物、伐木材・除根材

「平成 30 年度建設副産物実態調査結果(建設廃棄物の再資源化等率)」(国土交通省総合政策局、令和 2 年 1 月)より、神奈川県 の値を適用しました。

②ガラス陶磁器、木くず

「第 7 次横浜市産業廃棄物処理指導計画 平成 28 年度～32 年度」(横浜市資源循環局、平成 28 年 3 月)に示される『建設業における産業廃棄物の種類別の最終処分率(平成 32 年予測)』を基に、(再資源化率)=(100%-(最終処分率))として算出しました。

③その他

「平成 24 年度建設副産物実態調査結果」(国土交通省総合政策局、平成 26 年 3 月)より、神奈川県 の値を適用しました。

表 11-2 (1) 建設行為等（既存構造物の撤去）に伴い発生する  
産業廃棄物等の発生量及び最終処分量（既存建物）  
（準備書 p. 6. 4-24 表 6. 4. 18 (1)）

(単位：t)

用途等	構造等	産業廃棄物				有価物
		コンクリート塊	木くず	混合 廃棄物	アスファルト・ コンクリート塊	金属くず
既存建物	S造	253.9	3.2	6.4	5.2	26.4
	RC造	4,073.9	39.0	138.8	200.9	221.1
	木造	247.4	122.1	260.1	—	14.3
	コンクリートブロック	213.9	1.4	3.9	3.9	15.3
発生量 ①	木造計	247.4	122.1	260.1	—	14.3
	非木造計	4,541.7	43.7	96.7	262.4	262.7
		5,851.2				
再資源化等率 (%) ②	木造	100.0	98.8	73.2	100.0	98.0
	非木造	100.0	98.8	49.0	100.0	98.0
最終処分量 ③=①×(100-②)/100	木造計	0.0	1.5	69.7	—	0.3
	非木造計	0.0	0.5	49.3	0.0	5.3
		126.6				

※1 廃棄物の種類は、「平成30年度建設副産物実態調査結果」(国土交通省、令和2年1月)の表記に統一し、次のとおりとしました。

コンクリートがら：コンクリート塊 アスコンがら：アスファルト・コンクリート塊

※2 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

表 11-2 (2) 建設行為等（既存構造物の撤去）に伴い発生する  
産業廃棄物等の発生量及び最終処分量（既存建物）  
（赤字：準備書からの変更箇所）

(単位：t)

用途等	構造等	産業廃棄物				有価物
		コンクリート塊	木くず	混合 廃棄物	アスファルト・ コンクリート塊	金属くず
既存建物	S造	253.9	3.2	6.4	5.2	26.4
	RC造	4,073.9	39.0	86.4	253.3	221.1
	木造	247.4	122.1	260.1	—	14.3
	コンクリートブロック	213.9	1.4	3.9	3.9	15.3
発生量 ①	木造計	247.4	122.1	260.1	—	14.3
	非木造計	4,541.7	43.7	96.7	262.4	262.7
		5,851.2				
再資源化等率 (%) ②	木造	100.0	98.8	76.8	100.0	98.0
	非木造	100.0	98.8	53.5	100.0	98.0
最終処分量 ③=①×(100-②)/100	木造計	0.0	1.5	60.3	—	0.3
	非木造計	0.0	0.5	45.0	0.0	5.3
		112.8				

※1 廃棄物の種類は、「平成30年度建設副産物実態調査結果」(国土交通省、令和2年1月)の表記に統一し、次のとおりとしました。

コンクリートがら：コンクリート塊 アスコンがら：アスファルト・コンクリート塊

※2 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

表 11-3 (1) 建設行為等（既存構造物の撤去）に伴い発生する  
産業廃棄物等の発生量及び最終処分量（工作物等）  
（準備書 p.6.4-25 表 6.4.18 (2)）

(単位：t)

用途等	構造等	産業廃棄物					有価物 金属くず	
		コンクリート塊	混合 廃棄物※1	アスファルト・ コンクリート塊	廃プラスチック	伐採木等		
工作物等	既存工作物	S造	11.1	14.1	—	—	—	3.1
		RC造	1,172.8	792.0	47.8	4.5	—	141.2
		木造	0.6	0.8	—	—	—	0.1
		コンクリートブロック	2,153.6	23.0	—	—	—	5.6
		ネットフェンス	3.4	7.6	1.0	—	—	25.6
		鋼板	—	—	—	—	—	14.9
		鋼管	—	—	—	—	—	0.8
		アスファルト	—	189.3	59.3	—	—	—
		その他	—	861.7	—	—	—	—
	給水施設	S造	6.7	8.5	—	—	—	0.8
		RC造	684.5	288.9	—	—	—	81.6
		FRP	3.2	15.7	—	3.4	—	—
	給油施設	RC造	2.5	1.3	15.9	—	—	0.8
		鋼板	451.3	200.7	—	—	—	66.0
	駐車場・舗装	アスファルト	—	30,115.9	16,453.5	—	—	—
	通信施設	鋼板	1.5	1.9	—	—	—	0.3
		放物面反射器	—	—	—	—	—	2.0
	電気施設	RC柱	48.1	—	—	—	—	—
		コンクリートブロック	78.8	52.8	—	—	—	5.2
		ネットフェンス	951.1	1,214.2	—	—	—	187.4
		鋼板	5.1	6.5	—	—	—	10.4
		鋼管	—	—	—	—	—	7.6
	伐採木等	木くず等	—	—	—	—	24.2	—
	発生量 ①	木造計	0.6	0.8	—	—	—	0.1
		非木造計	5,573.6	36,624.7	16,577.5	7.8	—	553.2
		公共土木計	—	—	—	—	24.2	—
			59,362.6					
	再資源化等率 (%) ②	木造	100.0	73.2	100.0	57.1	100.0	98.0
非木造		100.0	49.0	100.0	57.1	100.0	98.0	
公共土木		100.0	79.2	100.0	54.1	98.5	97.5	
最終処分量 ③=①×(100-②)/100	木造計	0.0	0.2	—	—	—	0.0	
	非木造計	0.0	18,678.6	0.0	3.4	—	11.1	
	公共土木計	—	—	—	—	0.4	—	
		18,693.6						

※1 廃棄物の種類は、「平成30年度建設副産物実態調査結果」(国土交通省、令和2年1月)の表記に統一し、次のとおりとしました。

コンクリートがら：コンクリート塊 アスコンがら：アスファルト・コンクリート塊

※2 混合廃棄物には砕石を含みます。

※3 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

表 11-3 (2) 建設行為等（既存構造物の撤去）に伴い発生する  
産業廃棄物等の発生量及び最終処分量（工作物等）  
（赤字：準備書からの変更箇所）

(単位：t)

用途等	構造等	産業廃棄物					有価物 金属くず	
		コンクリート塊	混合 廃棄物※2	アスファルト・ コンクリート塊	廃プラスチック	伐採木等		
工作物等	既存工作物	S造	11.1	14.1	—	—	—	3.1
		RC造	1,172.8	792.0	47.8	4.5	—	141.2
		木造	0.6	0.8	—	—	—	0.1
		コンクリートブロック	2,153.6	23.0	—	—	—	5.6
		ネットフェンス	3.4	7.6	1.0	—	—	25.6
		鋼板	—	—	—	—	—	14.9
		鋼管	—	—	—	—	—	0.8
		アスファルト	—	189.3	59.3	—	—	—
		その他	—	861.7	—	—	—	—
	給水施設	S造	6.7	8.5	—	—	—	0.8
		RC造	684.5	288.9	—	—	—	81.6
		FRP	3.2	15.7	—	3.4	—	—
	給油施設	RC造	2.5	1.3	15.9	—	—	0.8
		鋼板	451.3	200.7	—	—	—	66.0
	駐車場・舗装	アスファルト	—	30,115.9	16,453.5	—	—	—
	通信施設	鋼板	1.5	1.9	—	—	—	0.3
		放物面反射器	—	—	—	—	—	2.0
	電気施設	RC柱	48.1	—	—	—	—	—
		コンクリートブロック	78.8	52.8	—	—	—	5.2
		ネットフェンス	951.1	1,214.2	—	—	—	187.4
		鋼板	5.1	6.5	—	—	—	10.4
		鋼管	—	—	—	—	—	7.6
	伐採木等	木くず等	—	—	—	—	24.2	—
	発生量 ①	木造計	0.6	0.8	—	—	—	0.1
		非木造計	5,573.6	36,624.7	16,577.5	7.8	—	553.2
		公共土木計	—	—	—	—	24.2	—
			59,362.6					
	再資源化等率 (%) ②	木造	100.0	76.8	100.0	81.3	100.0	98.0
非木造		100.0	53.5	100.0	81.3	100.0	98.0	
公共土木		100.0	87.1	100.0	77.0	98.8	97.5	
最終処分量 ③=①×(100-②)/100	木造計	0.0	0.2	—	—	—	0.0	
	非木造計	0.0	17,030.5	0.0	1.5	—	11.1	
	公共土木計	—	—	—	—	0.3	—	
		17,043.5						

※1 廃棄物の種類は、「平成30年度建設副産物実態調査結果」(国土交通省、令和2年1月)の表記に統一し、次のとおりとしました。

コンクリートがら：コンクリート塊 アスコンがら：アスファルト・コンクリート塊

※2 混合廃棄物には砕石を含みます。

※3 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

表 11-4 (1) 建設行為等（計画施設の建設）に伴い発生する産業廃棄物等の  
発生量及び最終処分量（公園整備事業）  
（準備書 p. 6. 4-27 表 6. 4. 19 (1)）

(単位：t)

施設名	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊	ガラス陶磁器	廃プラスチック	金属くず	木くず	紙くず	廃石膏ボード	その他	混合廃棄物
倉庫	0.6	0.0	0.3	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1	0.0	3.3
管理事務所 1	4.2	0.2	0.6	0.6	1.6	2.0	1.9	1.6	0.2	10.2
管理事務所 2	4.2	0.2	0.6	0.6	1.6	2.0	1.9	1.6	0.2	10.2
管理事務所 3	8.1	0.4	1.2	2.3	1.3	4.4	2.5	2.0	1.2	16.5
トイレ	1.0	0.1	0.0	0.3	0.3	0.5	0.1	0.6	0.2	2.2
スタンド 1	136.4	4.4	48.4	22.0	13.2	35.2	15.4	35.2	35.2	127.6
スタンド 2	37.2	1.2	13.2	6.0	3.6	9.6	4.2	9.6	9.6	34.8
発生量①	191.7	6.4	64.3	31.9	21.7	53.8	26.2	50.7	46.6	204.7
	697.9									
再資源化等率 (%) ②	100.0	100.0	87.2	58.0	97.9	98.8	77.2	79.4	87.5	78.3
最終処分量	0.0	0.0	8.2	13.4	0.5	0.6	6.0	10.4	5.8	44.4
③=①×(100-②)/100	89.4									

※1 廃棄物の種類は、「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」(国土交通省、令和 2 年 1 月)の表記に統一し、次のとおりとしました。

コンクリートがら：コンクリート塊 アスコンがら：アスファルト・コンクリート塊  
石膏ボード：廃石膏ボード

※2 小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

表 11-4 (2) 建設行為等（計画施設の建設）に伴い発生する産業廃棄物等の  
発生量及び最終処分量（公園整備事業）  
(赤字：準備書からの変更箇所)

(単位：t)

施設名	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊	ガラス陶磁器	廃プラスチック	金属くず	木くず	紙くず	廃石膏ボード	その他	混合廃棄物
倉庫	0.6	0.0	0.3	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1	0.0	3.3
管理事務所 1	4.2	0.2	0.6	0.6	1.6	2.0	1.9	1.6	0.2	10.2
管理事務所 2	4.2	0.2	0.6	0.6	1.6	2.0	1.9	1.6	0.2	10.2
管理事務所 3	8.1	0.4	1.2	2.3	1.3	4.4	2.5	2.0	1.2	16.5
トイレ	1.0	0.1	0.0	0.3	0.3	0.5	0.1	0.6	0.2	2.2
スタンド 1	136.4	4.4	48.4	22.0	13.2	35.2	15.4	35.2	35.2	127.6
スタンド 2	37.2	1.2	13.2	6.0	3.6	9.6	4.2	9.6	9.6	34.8
発生量①	191.7	6.4	64.3	31.9	21.7	53.8	26.2	50.7	46.6	204.7
	697.9									
再資源化等率 (%) ②	100.0	100.0	87.2	82.6	97.9	98.8	97.6	79.4	95.5	87.4
最終処分量	0.0	0.0	8.2	5.6	0.5	0.6	0.6	10.4	2.1	25.8
③=①×(100-②)/100	53.8									

※1 廃棄物の種類は、「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」(国土交通省、令和 2 年 1 月)の表記に統一し、次のとおりとしました。

コンクリートがら：コンクリート塊 アスコンがら：アスファルト・コンクリート塊  
石膏ボード：廃石膏ボード

※2 小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

表 11-5 (1) 建設行為等（計画施設の建設）に伴い発生する産業廃棄物等の  
発生量及び最終処分量（墓園整備事業）  
（準備書 p. 6. 4-28 表 6. 4. 19 (2)）

(単位：t)

施設名	コンクリート 塊	アスファルト・ コンクリート塊	ガラス 陶磁器	廃プラ チック	金属 くず	木くず	紙くず	廃石膏 ボード	その他	混合 廃棄物
トイレ	0.4	0.0	0.0	0.1	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.9
直接合葬墓	0.9	0.1	0.0	0.3	0.3	0.5	0.1	0.5	0.2	1.9
合祀施設	0.9	0.1	0.0	0.3	0.3	0.5	0.1	0.5	0.2	1.9
通常合葬墓	7.5	0.4	0.3	2.4	2.4	3.8	1.0	4.3	1.6	15.9
管理棟（墓園）	15.4	0.8	2.3	4.4	2.5	8.4	4.8	3.8	2.3	31.4
発生量①	25.1	1.3	2.7	7.5	5.6	13.3	6.1	9.4	4.4	52.0
	127.4									
再資源化等率 (%) ②	100.0	100.0	87.2	58.0	97.9	98.8	77.2	79.4	87.5	78.3
最終処分量	0.0	0.0	0.3	3.2	0.1	0.2	1.4	1.9	0.5	11.3
③=①×(100-②)/100	18.9									

※1 廃棄物の種類は、「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省、令和 2 年 1 月）の表記に統一し、次のとおりとしました。

コンクリートがら：コンクリート塊 アスコンがら：アスファルト・コンクリート塊  
石膏ボード：廃石膏ボード

※2 小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

表 11-5 (2) 建設行為等（計画施設の建設）に伴い発生する産業廃棄物等の  
発生量及び最終処分量（墓園整備事業）  
（赤字：準備書からの変更箇所）

(単位：t)

施設名	コンクリート 塊	アスファルト・ コンクリート塊	ガラス 陶磁器	廃プラ チック	金属 くず	木くず	紙くず	廃石膏 ボード	その他	混合 廃棄物
トイレ	0.4	0.0	0.0	0.1	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.9
直接合葬墓	0.9	0.1	0.0	0.3	0.3	0.5	0.1	0.5	0.2	1.9
合祀施設	0.9	0.1	0.0	0.3	0.3	0.5	0.1	0.5	0.2	1.9
通常合葬墓	7.5	0.4	0.3	2.4	2.4	3.8	1.0	4.3	1.6	15.9
管理棟（墓園）	15.4	0.8	2.3	4.4	2.5	8.4	4.8	3.8	2.3	31.4
発生量①	25.1	1.3	2.7	7.5	5.6	13.3	6.1	9.4	4.4	52.0
	127.4									
再資源化等率 (%) ②	100.0	100.0	87.2	82.6	97.9	98.8	97.6	79.4	95.5	87.4
最終処分量	0.0	0.0	0.3	1.3	0.1	0.2	0.1	1.9	0.2	6.6
③=①×(100-②)/100	10.8									

※1 廃棄物の種類は、「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省、令和 2 年 1 月）の表記に統一し、次のとおりとしました。

コンクリートがら：コンクリート塊 アスコンがら：アスファルト・コンクリート塊  
石膏ボード：廃石膏ボード

※2 小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

## 12 悪臭の状況に関する記載について

### 【令和7年度第11回審査会ご意見】

準備書3-95ページの「7) 悪臭の状況」の文章で「ただし、「悪臭防止法施行令」に指定される特定悪臭物質を排出する事業所は対象事業実施区域にはありません。」は、表現が適切とは言えません。読み方によっては、施行令に指定されるのが事業所であるように読めます。悪臭防止法は排出源を事業所に限定しておらず、誤解を招きます。また、「6.11 悪臭」の予測において、環境保全目標を「産業廃棄物最終処分場跡地があることによる悪臭について、市民が日常生活に不快を感じない程度であること」とし、産業廃棄物の最終処分場跡地であることをもって悪臭の発生源と考えるのであれば、(準備書)3-95ページにその旨を記載すべきです。

### 【事業者の見解】

第11回審査会での委員からのご指摘を踏まえ、準備書第3章「7) 悪臭の状況」の記載を修正します。これらの内容は環境影響評価書に反映します。なお、準備書からの変更箇所は赤字に示すとおりです。

#### <準備書 p.3-95 抜粋>

##### 7) 悪臭の状況

調査区域において、「悪臭防止に基づく規制地域及び規制基準」(横浜市告示第129号、昭和48年5月)により市街化区域が規制地域に指定されています。ただし、「悪臭防止法施行令」(政令第207号、昭和47年5月)に指定される特定悪臭物質を排出する事業所は対象事業実施区域にはありません。

#### <赤字：準備書からの変更箇所>

##### 7) 悪臭の状況

調査区域において、「悪臭防止に基づく規制地域及び規制基準」(横浜市告示第129号、昭和48年5月)により市街化区域が規制地域に指定されています。なお、「悪臭防止法施行令」(政令第207号、昭和47年5月)に指定される特定悪臭物質を排出する工場その他の事業場は対象事業実施区域にはありませんが、対象事業実施区域内に産業廃棄物最終処分場跡地が存在することから、悪臭の発生について留意する必要があります。